		IΒ			新	改正理由
次			目 次			
編	章	節	編	章	節	
	第1章	第1節 目的		第1章	第1節 目的	
	計画の目的・	第2節 計画の性格		計画の目的・	第2節 計画の性格	
	性格等	第3節 計画の構成		性格等	第3節 計画の構成	
	** 0 辛	第4節用語		# 0 #	第4節用語	
	第2章 地震防災面か	第1節 自然的条件		第2章 地震防災面か	第1節 自然的条件	
	らみた福岡県	第2節 社会的条件		らみた福岡県	第2節 社会的条件	
	の特性	第3節 本県の地震災害の特色		の特性	第3節 本県の地震災害の特色	
		第1節 地震想定の見直しに当たっての基			第1節 地震想定の見直しに当たっての基	
	第3章	本的な考え方		第3章	本的な考え方	
	災害の想定	第2節 県内活断層の位置及び評価		災害の想定	第2節 県内活断層の位置及び評価	
第1編		第3節 津波災害想定	第1編		第3節 津波災害想定	
第 I 柵 総 則	第4章		光 総 則	- - - - - - - - - -		
,,,,	重点的に取り 組むべき対策		1.5	重点的に取り組むべき対策		
		第1節 実施責任	=	第5章	第 1 節 実施責任	
	第5章 防災関係機関 等の業務大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱		カット 防災関係機関	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
		第3節 県民及び企業等の基本的責務		等の業務大綱	第3節 県民及び企業等の基本的責務	
		第1節 平常時の運用			第1節 平常時の運用	
	第6章 計画の運用等	第2節 災害時の運用		第6章 計画の運用等	第2節 災害時の運用	
		第3節 計画の周知			第3節 計画の周知	
	 第7章	· 유 3 회 - 미 텔 0 / 미 시		第7章	另 5 日 티 트 0 7 日 八 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	
	災害に関する			災害に関する		
	調査研究の推			調査研究の推		
	進			進		
	第1章			第1章		
	基本方針	第 1 節 都市構造の防災化		基本方針	第1節 都市楼浩の防災ル	
		第1即 郁甲構造の防炎化 第2節 建築物等の耐震性確保についての			第1節 都市構造の防災化 第2節 建築物等の耐震性確保についての	
第2編 災害予 防計画	第2章	第2期 建業物等の耐震性確保に りいての 基本的な考え方	// A - 4=	第2章	第2即 建業物等の耐震性確保に りいての 基本的な考え方	
	防災基盤の強 化	第3節 建築物等の安全化	第2編 災害予	例久杢皿の玉	第3節 建築物等の安全化	
		第4節 土木防災施設・社会資本施設等の	防計画		第4節 土木防災施設・社会資本施設等の	
		安全化			安全化	
	第3章	第1節 県民が行う防災対策		第3章	第1節 県民が行う防災対策	
	県民等の防災	第2節 自主防災体制の整備		県民等の防災	第2節 自主防災体制の整備	
	力の向上	第3節 企業等防災対策の促進		力の向上	第3節 企業等防災対策の促進	

		IΒ			新	改正理由
		第4節 防災知識の普及			第4節 防災知識の普及	
		第5節 防災訓練の充実			第5節 防災訓練の充実	
		第6節 県民の心得			第6節 県民の心得	
		第1節 広域応援・受援体制の整備			第1節 広域応援・受援体制の整備	
		第2節 防災体制・施設・資機材等の整備			第2節 防災体制・施設・資機材等の整備	
		第3節 災害救助法等の運用体制の整備			第3節 災害救助法等の運用体制の整備	
		第4節 津波災害予防体制の整備			第4節 津波災害予防体制の整備	
		第5節 情報管理体制の整備			第5節 情報管理体制の整備	
		第6節 広報・広聴体制の整備			第6節 広報・広聴体制の整備	
		第7節 二次災害の防止体制の整備			第7節 二次災害の防止体制の整備	
		第8節 救出救助体制の整備			第8節 救出救助体制の整備	
		第9節 避難体制の整備			第9節 避難体制の整備	
		第 10 節 交通・輸送体制の整備			第 10 節 交通・輸送体制の整備	
	第4章	第 11 節 保健医療活動調整計画		第4章	第 11 節 保健医療福祉活動の調整	防災基本計画(R05.5修正)
第2編	効果的な応急 活動のための 事前対策	第 12 節 医療救護体制の整備	第2編	効果的な応急	応急 第 12 節 医療救護体制の整備	に基づく修正
災害予 防計画		第 13 節 要配慮者安全確保体制の整備	以害予 防計画		第 13 節 要配慮者安全確保体制の整備	
1071111		第 14 節 災害ボランティアの活動環境等		事前対策	第 14 節 災害ボランティアの活動環境等	
		の整備			の整備	
		第 15 節 災害備蓄物資等整備・供給計画			第 15 節 災害備蓄物資等整備・供給計画	
		第 16 節 住宅の確保体制の整備			第 16 節 住宅の確保体制の整備	
		第 17 節 災害廃棄物処理体制の整備			第 17 節 災害廃棄物処理体制の整備	
		第 18 節 保健衛生・防疫体制の整備			第 18 節 保健衛生・防疫体制の整備	
		第 19 節 帰宅困難者支援体制の整備			第 19 節 帰宅困難者支援体制の整備	
		第 20 節 液状化災害予防計画			第 20 節 液状化災害予防計画	
		第 21 節 防災関係機関における業務継続 計画			第 21 節 防災関係機関における業務継続 計画	
		第 22 節 南海トラフ地震臨時情報への対			第 22 節 南海トラフ地震臨時情報への対	
		応			応	
		第1節 災害対策系統図			第1節 災害対策系統図	
第3編		第2節 県等の組織体制の確立			第2節 県等の組織体制の確立	
	第1章	第3節 自衛隊の災害派遣要請	第3編	第1章	第3節 自衛隊の災害派遣要請	
災害応 急対策	活動体制の確	第4節 応援要請	災害応 急対策	活動体制の確	第4節 応援要請	
計画	立	第5節 災害救助法の適用	計画	立	第5節 災害救助法の適用	
		第6節 要員の確保			第6節 要員の確保	
		第7節 災害ボランティアの受入・支援			第7節 災害ボランティアの受入・支援	

第18 地震は実情機能に設対策(緊急地底 選税、津波等等の正流) 第28 非皮質音形の対策の実施 第38 地震大防対策の実施 第48 正程である対策の実施 第48 正程である対策の実施 第48 正程である対策の実施 第58 地震大防対策の実施 第68 二次状音の防止 第78 が と間である対策の実施 第68 正次状音の防止 第78 が と間である対策の実施 第68 正次状音の防止 第78 が と間である対策の実施 第68 正次状音の防止 第78 が と間が表の実施 第18 が と音を表の対策の実施 第18 が 変を数質 第18 が 変を数質 第18 が 変を数で 第18 が 変を数での実施 第18 が 変を数での表 第18 が 変を数でを表 第2 が 変をがある。 第2 で 変をがある。 第3 で まを表がある。 第3 で まを表がある。 第4 を表がある。 第5 で まを表がある。 第5 で まを表がある。		HI W 1707			•		改正理由
施 第 1 章	第災急対策	災害応急対策 活動 第2章災害応	第1節 地震津波情報伝達対策(緊急地震速報、津波警報等の伝達) 第2節 津波災害応急対策の実施(津波への対処) 第3節 被害情報等の収集伝達 第4節 広報・広聴 第5節 地震水防対策の実施 第6節 二次災害の防止 第7節 救出活動 第8節 避難対策の実施 第9節 交通・輸送対策の実施 第10節 医療救護 第11節 要配慮者の支援 第12節 保健衛生、防疫、環境対策 第13節 遺体の捜索、収容及び火葬 第14節 飲料水の供給 第15節 食料の供給 第15節 食料の供給 第16節 生活必需品等の供給 第17節 住宅の確保 第18節 災害廃棄物等の処理 第19節 文教対策の実施	災害応急対策	災害応急対策 活動 第2章災害応	第 1 節 地震津波情報伝達対策(緊急地震速報、津波警報等の伝達) 第 2 節 津波災害応急対策の実施(津波への対処) 第 3 節 被害情報等の収集伝達 第 4 節 広報・広聴 第 5 節 地震水防対策の実施 第 6 節 二次災害の防止 第 7 節 救出活動 第 8 節 避難対策の実施 第 9 節 交通・輸送対策の実施 第 10 節 医療救護 第 11 節 要配慮者の支援 第 12 節 保健衛生、防疫、環境対策 第 13 節 遺体の捜索、収容及び火葬 第 14 節 飲料水の供給 第 15 節 食料の供給 第 16 節 生活必需品等の供給 第 17 節 住宅の確保 第 18 節 災害廃棄物等の処理 第 19 節 文教対策の実施 第 20 節 警備対策の実施	改正理由
災害復旧事業 の推進 第2節 激甚災害の指定 開計画 第1節 罹災証明書の発行 第3章 被災者等の生活再建等の支 第2節 被災者台帳の整備 第3節 生活相談 第3節 生活相談 第3節 生活相談 第3節 生活相談 第4節 かせのよりの担診 第4節 かせのよりの担診 第2節 被災者台帳の整備 第3節 生活相談 第3節 生活相談 第4節 かせのよりの担診 第4節 かせのよりの担診	- \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	災害復旧・災 害復興の基本 方針	施 第1節 基本方針 第2節 災害復旧・復興計画の構成 第3節 福岡県災害復旧・復興推進本部の 設置	筆 4 編	災害復旧・災 害復興の基本 方針	施 第1節 基本方針 第2節 災害復旧・復興計画の構成 第3節 福岡県災害復旧・復興推進本部の 設置	
	災害復旧・復興計画	の推進 第3章 被災者等の生 活再建等の支	第2節 激甚災害の指定 第1節 罹災証明書の発行 第2節 被災者台帳の整備	災害復旧・復	の推進 第3章 被災者等の生	第2節 激甚災害の指定 第1節 罹災証明書の発行 第2節 被災者台帳の整備	

福岡県地域防災計画(地震・津波対策編)修正素案新旧対照表

取扱注意

 	長・洋波刈束橅)修止系条	 	立に	以
	旧 第6節 義援金品の受付及び配分等		新 第6節 義援金品の受付及び配分等	改正理由
	第7節 生活資金の確保		第7節 生活資金の確保	
	第8節 郵便事業の特例措置		第 8 節 郵便事業の特例措置	
	第9節 租税の徴収猶予、減免等		第9節 租税の徴収猶予、減免等	
	第10節 災害用慰金等の支給等		第10節 災害弔慰金等の支給等	
	第 11 節 災害時の風評による人権侵害等		第 11 節 災害時の風評による人権侵害等	
	を防止するための啓発		を防止するための啓発	
第4章	第1節 金融措置	第4章	第1節 金融措置	
経済復興の支 援	第2節 流通機能の回復	経済復興の支 援	第2節 流通機能の回復	
	第1節 復興計画作成の体制づくり		第1節 復興計画作成の体制づくり	
第5章	第2節 復興に対する合意形成	第5章	第2節 復興に対する合意形成	
復興計画	第3節 復興計画の推進	復興計画	第3節 復興計画の推進	

В	新	改正理由
第1編 総則	第1編 総則	
第1章~第4章 (略)	第1章~第4章 (略)	
第5章 防災関係機関等の業務大綱	第5章 防災関係機関等の業務大綱	
(略)	(略)	
第1節 (略)	第1節 (略)	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
第1~第5 (略)	第1~第5 (略)	
第6 指定公共機関	第6 指定公共機関	
1 (略)	1 (略)	
2 西日本電信電話株式会社(九州支店)、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ(九州支社)、ソフトバンク株式会社(災害予防) ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること・応急復旧通信施設の整備に関すること(災害応急対策) ・津波警報等、気象警報の伝達に関すること・災害時における重要通信に関すること・災害関係電報、電話料金の免除に関すること3~10 (略)	2 西日本電信電話株式会社(九州支店)、NTTコミュニケーショ	指定公共機関の追加
第3節 (略)	第3節(略)	
第6章~第7章 (略)	第6章~第7章 (略)	

IΒ

第2編 災害予防計画

第1章~第2章 (略)

第3章 県民等の防災力の向上

第1節~第4節 (略)

第5節 防災訓練の充実

(略)

第1~第3 (略)

第4 防災訓練に際しての留意点等(関係各課、市町村)

県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地 災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通 じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、緊急地震速報・津波警報・注意報等の発表時や地震・津波発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分 配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備さ れるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双 方に十分配慮するよう努めるものとする。

また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要性があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ

第2編 災害予防計画

第1章~第2章 (略)

第3章 県民等の防災力の向上

第1節~第4節 (略)

第5節 防災訓練の充実

(略)

第1~第3 (略)

第4 防災訓練に際しての留意点等(関係各課、市町村)

新

県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地 災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通 じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、緊急地震速報・津波警報・注意報等の発表時や地震・津波発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>感染症</u>の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分 配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双 方に十分配慮するよう努めるものとする。

また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要性があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ

新型コロナウイルス感染症 の5類感染症への移行に伴 う修正

改正理由

また、災害発生時には停電が予想されることから、県及び市町村

は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点とな

る公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維

新 改正理由 指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くよう 指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くよう な方策を考慮するよう努めるものとする。 な方策を考慮するよう努めるものとする。 第5 (略) 第5 (略) 第4章 効果的な応急活動のための事前対策 第4章 効果的な応急活動のための事前対策 第1節 広域応援・受援体制の整備 第1節 広域応援・受援体制の整備 (略) (略) 第1~第4 (略) 第1~第4 (略) 第5 受援計画(防災危機管理局、市町村、防災関係機関) 第5 受援計画(防災危機管理局、市町村、防災関係機関) 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに 応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け 応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け ることができるよう、受援計画を定めるものとする。 ることができるよう、受援計画を定めるものとする。 また、受援計画に基づく応援の受入れを想定した訓練等の実施 また、受援計画に基づく応援の受入れを想定した訓練等の実施 を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効 を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効 性確保に努めるものとする。 性確保に努めるものとする。 県及び市町村は、国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅 県及び市町村は、国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅 速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体 速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体 制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署 制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署 における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を 行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症 行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に 新型コロナウイルス感染症 対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 配慮するものとする。 の5類感染症への移行に伴 う修正 第6 (略) 第6 (略) 第2節 防災体制・施設・資機材等の整備 第2節 防災体制・施設・資機材等の整備 (略) (略) 第1~第2 (略) 第1~第2 (略) 第3 防災拠点施設の確保・充実(関係各課、建築指導課、総合政策課 第3 防災拠点施設の確保・充実(関係各課、建築指導課、総合政策課 、道路維持課、市町村、消防機関、九州地方整備局、西日本高速道 、道路維持課、市町村、消防機関、九州地方整備局、西日本高速道 路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社) 路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社) 県、市町村及び消防機関は、災害時に地域における災害対策活動 県、市町村及び消防機関は、災害時に地域における災害対策活動 の拠点となる施設の整備に努めるものとする。その際、施設の耐震 の拠点となる施設の整備に努めるものとする。その際、施設の耐震 ・耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するも ・耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するも のとする。 のとする。 県は、福岡県建築物耐震改修促進計画に、防災拠点となる市町村 県は、福岡県建築物耐震改修促進計画に、防災拠点となる市町村 庁舎を位置付け、市町村の耐震化への取組みの促進に努めるもの 庁舎を位置付け、市町村の耐震化への取組みの促進に努めるもの とする。市町村の耐震化の進捗状況については、定期的に報告を求 とする。市町村の耐震化の進捗状況については、定期的に報告を求 め、適宜必要な情報提供、助言を行うこととする。併せて、市町村 め、適宜必要な情報提供、助言を行うこととする。併せて、市町村 に対し、指定避難所の耐震化について取組みを要請するものとす に対し、指定避難所の耐震化について取組みを要請するものとす

また、災害発生時には停電が予想されることから、県及び市町村

は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点とな

る公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維

、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や子育で中の親子等にも十分

新 改正理由 持できるよう努める。当該施設については、平常時、自主防災組織 持できるよう努める。当該施設については、平常時、自主防災組織 等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね 等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね 備えたものが望ましい。 備えたものが望ましい。 国・県・市町村は、上記拠点のひとつとして、県下の防災機能を 国・県・市町村は、上記拠点のひとつとして、県下の防災機能を 有する「道の駅」を地域の防災拠点(指定避難所、物資輸送拠点、 有する「道の駅」を地域の防災拠点(指定避難所、物資輸送拠点、 災害復旧拠点、情報発信拠点等)として位置づけ、相互に活用する 災害復旧拠点、情報発信拠点、防災関係機関の活動拠点(防災拠点 記載の適正化 ものとし、「道の駅」の各管理者は、その機能維持・強化に努める 自動車駐車場)等)として位置づけ、相互に活用するものとし、「 ものとする。 道の駅」の各管理者は、その機能維持・強化に努めるものとする。 九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、 九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、 福岡北九州高速道路公社は、高速道路のサービスエリア等を警察 福岡北九州高速道路公社は、高速道路のサービスエリア等を警察 機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の 機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備、防一 記載の適正化 拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものと 災拠点自動車駐車場等の拠点として使用させるなど、救助・救命活 する。 動への支援を行うものとする。 資料編 I 交通施設-福岡県「道の駅」一覧参照 資料編 I 交通施設-福岡県「道の駅」一覧参照 第4~第9 (略) 第4~第9 (略) 第3節 (略) 第3節 (略) 第4節 津波災害予防体制の整備 第4節 津波災害予防体制の整備 (略) (略) 第1~第3 (略) 第1~第3 (略) 第4 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備 第4 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備 1 津波警報等の迅速かつ確実な伝達 1 津波警報等の迅速かつ確実な伝達 (1) (略) (1) (略) (2) 県は基幹通信網である福岡県防災・行政情報通信ネットワーク (2) 県は基幹通信網である福岡県防災・行政情報通信ネットワーク (地上系防災行政無線網及び衛星系通信システム) の回線信頼 (光回線(主回線)と地上無線回線(副回線)による情報通信網 ネットワーク再整備に伴う 度及び回線品質等の向上などにより、津波警報等の情報を迅速)の回線信頼度及び回線品質等の向上などにより、津波警報等の かつ確実に伝達する。 情報を迅速かつ確実に伝達する。 2~6 (略) 2~6 (略) 第5 (略) 第5 (略) 第6 防災知識の普及、訓練の実施 第6 防災知識の普及、訓練の実施 1 防災知識の普及 1 防災知識の普及 県、市町村は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の 県、市町村は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の 避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の 避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の 意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとす 意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとす また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意 また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意 形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災 形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災 地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災 地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災 に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものと に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものと する。さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人 する。さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人

、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や子育で中の親子等にも十分

配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう 努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分 配慮するよう努めるものとする。

県、市町村は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通 じ、住民に対し、地震・津波災害時のシミュレーション結果などを 示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項につい て普及・啓発を図るものとする。

- ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震(震度4程度)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識
- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど、大津波警報・津波警報・津波注意報発表時にとるべき行動
- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性 や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能 性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
- ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- ・警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、指定緊急避 難場所・指定避難所での行動
- ・3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、負傷の防止や避難路の確保の 観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- 災害時の家族内の連絡体制の確保

2~6 (略)

第7~第12 (略)

配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう 努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分 配慮するよう努めるものとする。

新

県、市町村は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通 じ、住民に対し、地震・津波災害時のシミュレーション結果などを 示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項につい て普及・啓発を図るものとする。

- ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震(震度4程度)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識
- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど、大津波警報・津波警報・津波注意報発表時にとるべき行動
- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
- ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- ・警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、指定緊急避 難場所・指定避難所での行動
- ・3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、負傷の防止や避難路の確保の 観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- 災害時の家族内の連絡体制の確保

2~6 (略)

第7~第12 (略)

防災基本計画 (R05.5修正) に基づく修正

改正理由

В	新	改正理由
第5節 情報管理体制の整備	第5節 情報管理体制の整備	
第1~第3 (略)	第1~第3 (略)	
第4 情報通信施設等の整備	第4 情報通信施設等の整備	
(略)	(略)	
1 (略)	1 (略)	
2 無線通信施設等の整備	2 無線通信施設等の整備	
 (1)県の無線通信設備等	(1)県の無線通信設備等	
ア 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク (防災危機管理局)	ア 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク (防災危機管理局)	
福岡県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁、市町村、消防	福岡県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁、市町村、消防	
本部及び県出先機関等の相互間における、地上系無線通信網と衛	本部及び県出先機関等の相互間における、光回線(主回線)と地上	記載の適正化
星通信網を併用した福岡県防災行政無線であり、通信の途絶や輻	無線回線(副回線)による情報通信網であり、通信の途絶や輻輳が	
輳が発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処理が可能	発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処理が可能な高	
な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図れるよう、適	度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図れるよう、適切な	
切な維持管理を行う。	維持管理を行う。	
また、県警等情報提供が必要な機関に対しても、防災情報システ	また、県警等情報提供が必要な機関に対しても、防災情報システ	
ムの整備を進め、情報の伝達を密にするよう努める。	ムの整備を進め、情報の伝達を密にするよう努める。	
資料編 通信ー福岡県防災・行政情報通信ネットワーク	資料編 通信ー福岡県防災・行政情報通信ネットワーク	
電話番号一覧表を照	電話番号一覧表 参照	
(2)~(5) (略)	(2)~(5) (略)	
3~6 (略)	3~6 (略)	
7 通信訓練の <u>実施</u>	7 通信訓練の <u>実施等</u>	防災基本計画(R05.5修正)
様々な通信手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の <u>実施</u>	様々な通信手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の <u>実施</u>	に基づく修正
に努める。	<u>等を通じた平常時からの連携体制の構築等</u> に努める。	
8 (略)	8 (略)	
第6節 広告・広聴体制の整備	第6節 広告・広聴体制の整備	
(略)	(略)	
第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備(国、県(防災危機管理局	第 1 被災者への的確な情報伝達体制の整備(国、県(防災危機管理局	
・関係各課)、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライ	・関係各課)、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライ	
フライン関係機関)	フライン関係機関)	
1~4 (略)	1~4 (略)	
5 県及び市町村は、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよ	5 県及び市町村は、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよ	
う、 <u>福岡県災害緊急情報自動配信システム</u> を活用し、放送事業者へ	う、 <u>Lアラート(災害情報共有システム)と連携している福岡県防</u>	記載の適正化
の迅速な情報提供体制の整備に努める。	<u>災情報システム</u> を活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の	
	整備に努める。	
6~10 (略)	6~10 (略)	
	11 国、県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が	
	防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができ	に基づく修正
	るようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進そ	
	の他の必要な施策を講ずるものとする。	
	12 国、県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が	
	緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことがで	に基づく修正

IB		
	きるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整	
	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	
11 県は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の		
 氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村	— 氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村	
等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にし	等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にし	
ておくよう努めるものとする。	ておくよう努めるものとする。	
第2~第4 (略)	第2~第4 (略)	
第7節~第8節 (略)	第7節~第8節 (略)	
第9節 避難体制の整備	第9節 避難体制の整備	
市町村は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守	市町村は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守	
るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制	るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制	
を整備しておくとともに、地域の特性に応じて指定緊急避難場所・指定	を整備しておくとともに、地域の特性に応じて指定緊急避難場所・指定	
避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図	避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図	
るものとする。	るものとする。	
県及び市町村は、指定緊急避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関	県及び市町村は、指定緊急避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関	
する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図るもの	する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図るもの	
とする。	とする。	
	県及び市町村は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時において防	防災基本計画(R05.5修正
	災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。	に基づく修正
	県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の	防災基本計画(R05.5修正)
	整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消	に基づく修正
	等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措	に至って修正
	要、所有有不明工地の利用の口頂に等に関する特別相直域に <u>基づく相</u> 置を活用した防災対策を推進するものとする。	
	<u>■ とお用した例の対象を推進するものとする。</u> 県は、市町村の避難体制の整備に関して必要な助言・指導を行うもの	
宗は、中町村の短無体制の登 備に関して必要な 明言・指導を打りものとする。	宗は、中国村の避無体制の登備に関して必要な助言・指導を打りもの とする。	
1 1 1		
〈主な実施機関〉	く主な実施機関〉	
県、市町村、学校、病院等の施設の管理者	県、市町村、学校、病院等の施設の管理者	
第 1 避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟	第 1 避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟	
(略)	(略)	
1 (略)	1 (略)	
2 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備	2 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備	
(1) 個別避難計画の作成	(1)個別避難計画の作成	
市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を	市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を	
行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援	行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援	
に関する取組指針」(平成 25 年8月) 等を参考とし、避難行動	に関する取組指針」(平成 25 年8月) 等を参考とし、避難行動	
要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難	要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難	
行動支援が適切に行われるよう、 <u>避難行動要支援者に関する全</u>	行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者名簿を整備	記載の適正化
<u>体計画を策定し、</u> 避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具	するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画の	
体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努めなけれ	作成に努めなければならない。	

IΒ 新 改正理由 ばならない。 県は、市町村の個別避難計画の早期策定を促進するため、避難 県は、市町村の個別避難計画の早期策定を促進するため、避難 行動要支援者の避難支援に係る研修会や自宅から指定緊急避難 行動要支援者の避難支援に係る研修会や自宅から指定緊急避難 場所までの避難について実地訓練を実施するものとする。 場所までの避難について実地訓練を実施するものとする。 (2) (略) (2) (略) 3~4 (略) 3~4 (略) 第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者 第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者 の生活環境の整備 の生活環境の整備 (略) (略) 1~2 (略) 1~2 (略) 3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 (1) (略) (1) (略) (2) 指定避難所の指定 (2) 指定避難所の指定 市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新 市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感 | 新型コロナウイルス感染症 型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害が 染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難 の5類感染症への移行に伴 発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対 所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定め う修正 策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設そ る基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者(の他の施設を、当該施設の管理者(市町村を除く)の同意を得て 市町村を除く)の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必 要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示するものとする。 、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあら かじめ指定し、公示するものとする。 また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、 また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、 住民への周知徹底を図るものとし、災害時に指定避難所の開設 住民への周知徹底を図るものとし、災害時に指定避難所の開設 状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやア 状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやア プリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 プリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定さ なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定さ れる施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための れる施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための 措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配 措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配 慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主 慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主 として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確 として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確 保されるもの等を指定するものとする。 保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して 防災基本計画(R05.5修正) 円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努 に基づく修正 めるものとする。 また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活 また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活 動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急 動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急 的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用 的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用 方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等 方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等 の関係者と調整を図るものとする。学校における指定避難所運 の関係者と調整を図るものとする。学校における指定避難所運 営に関しては、県及び市町村の防災部局と教育関係部局が連携 営に関しては、県及び市町村の防災部局と教育関係部局が連携 し、適切な協力体制の構築に努めるものとする。併せて、指定避 し、適切な協力体制の構築に努めるものとする。併せて、指定避 難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための 難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための 方策を検討するものとする。 方策を検討するものとする。 (3)~(7)(略) (3)~(7)(略)

多的人们自《名及 牛灰灯采棉》停止来不多	[[[[]]]] [[[]] [[]] [[] [[] [[] [] [] [[] []	4.
IΒ	新	改正理由
4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備	4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備	
(1)~(2) (略)	(1)~(2) (略)	
(3)指定避難所の設備等の整備	(3) 指定避難所の設備等の整備	
ア 市町村長は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性	ア 市町村長は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性	
を確保し、発災時に食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資	を確保し、発災時に食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資	
の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する	の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する	
避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マ	避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マ	
ンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常	ンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常	
用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者によ	用電源、 <u>ガス設備、</u> 衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等	防災基本計画(R05.5修正)
る災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安	避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐	に基づく修正
全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮	震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮	
した施設整備に努める。また、停電時においても、施設・設備	者にも配慮した施設整備に努める。また、停電時においても、	
の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含め	施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活	
た非常用発電設備等の整備に努めるものとする。	用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。	
さらに、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定	さらに、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定	
復旧期間を超える場合などを想定した期間(想定復旧期間が	復旧期間を超える場合などを想定した期間(想定復旧期間が	
明らかでない場合は、例えば 1 週間)の春電が可能となるよ	明らかでない場合は、例えば 1 週間)の <u>発電</u> が可能となるよ	字句の修正
うな燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努めるもの	うな燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努めるもの	
とする。	とする。	
イ (略)	イ (略)	
ウ 県及び市町村は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u>	ウ 県及び市町村は、 <u>感染症</u> 対策のため、平常時から、指定避難	新型コロナウイルス感染症
対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を	所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患	の5類感染症への移行に伴
確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を	者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担	う修正
含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措	当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとす	
置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国	る。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研	
や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用	修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避	
を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとす	難所の開設に努めるものとする。	
る。		
エ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し	エ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し	
、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、	、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、	
消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し	消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し	
用具、毛布等避難生活に必要な物資や <u>新型コロナウイルス感</u>	用具、毛布等避難生活に必要な物資や <u>感染症</u> 対策に必要な物	新型コロナウイルス感染症
<u>染症を含む感染症</u> 対策に必要な物資等を備蓄するよう努める	資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては	の5類感染症への移行に伴
。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供に	、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。	う修正
も配慮するものとする。		
オ~キ (略)	オ~キ (略)	
(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備	(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備	
ア~エ (略)	ア〜エ (略)	
オ 市町村及び各避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活	オ 市町村及び各避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活	
環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア	環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア	
等との定期的な情報交換に努めるものとする。	等との定期的な情報交換 <u>や避難生活支援に関する知見やノウ</u>	防災基本計画(R05.5修正)
	<u>ハウを有する地域の人材の確保・育成</u> に努めるものとする。	に基づく修正

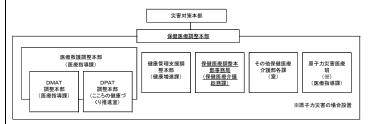
IΒ	新	改正理由
カ~ケ (略)	カ~ケ (略)	
(5) (略)	(5) (略)	
5~6 (略)	5~6 (略)	
第3 (略)	第3 (略)	
第10節 (略)	第10節 (略)	
第11節 <u>保健医療活動調整計画</u>	第11節 保健医療福祉活動の調 <u>整</u>	防災基本計画(R05.5修正)
大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部の下に、その災害	大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部の下に、その災害	に基づく修正
対策に係る <u>保健医療活動</u> (以下「 <u>保健医療活動</u> 」という。)の総合調整	対策に係る保健医療福祉活動(以下「保健医療福祉活動」という。)の	
を行うための本部(以下「 <u>保健医療調整本部</u> 」という。)を設置する。	総合調整を行うための本部(以下「 <u>保健医療福祉調整本部</u> 」という。)	
	を設置する。	
〈主な実施機関〉	〈主な実施機関〉	
県 (保健医療介護部)	県(保健医療介護部 <u>、福祉労働部</u>)	
第1 保健医療活動調整体制(保健医療介護部各課、保健福祉(環境)	第 1 保健医療福祉活動調整体制 (保健医療介護部各課 (室)、保健福祉	防災基本計画(R05.5修正)
事務所)	(環境)事務所 <u>、福祉労働部福祉総務課</u>)	に基づく修正
県は、県内で大規模災害が発生した場合には、速やかに、保健所、	県は、県内で大規模災害が発生した場合には、速やかに、保健所、	
保健医療活動チーム(DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班、D	保健医療活動チーム(DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班、D	
PAT等の医療救護班、保健師班、栄養士班その他の災害対策に係る	PAT等の医療救護班、保健師班、栄養士班その他の災害対策に係る	
保健医療活動を行うチーム(県外から派遣されたチームを含む。)を	保健医療活動を行うチーム(県外から派遣されたチームを含む。)を	
いう。) その他の <u>保健医療活動</u> に係る関係機関との情報連携等を行う	いう。)その他の <u>保健医療福祉活動</u> に係る関係機関との情報連携等を	
ため、 <u>保健医療調整本部</u> を設置する。	行うため、 <u>保健医療福祉調整本部</u> を設置する。	
→ 図 保健医療調整本部体制図	→ 図 保健医療福祉調整本部体制図	
1 福岡県 <u>保健医療調整本部</u>	1 福岡県 <u>保健医療福祉調整本部</u>	
<u>保健医療調整本部</u> の組織及び運営については、「福岡県 <u>保健医療調</u>	<u>保健医療福祉調整本部</u> の組織及び運営については、「福岡県 <u>保健医</u>	
整本部設置要綱」に定めるところによる。	<u>療福祉調整本部</u> 設置要綱」に定めるところによる。	
(1) 本部の構成	(1)本部の構成	
保健医療調整本部には、保健医療介護部各課(室)及び保健所の	保健医療福祉調整本部には、保健医療介護部各課 (室) 及び保健	
職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の	所 <u>、福祉労働部福祉総務課</u> の職員、災害医療コーディネーター、災	
関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療調整本部に係る事	害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当	
務を行う。	該 <u>保健医療福祉調整本部</u> に係る事務を行う。	
(2) 本部会議の開催	(2)本部会議の開催	
災害の超急性期から慢性期までのフェーズ毎に保健医療介護部	災害の超急性期から慢性期までのフェーズ毎に保健医療介護部	
各課(室)が中心となって行う医療救護活動、健康管理支援及び精	各課(室)が中心となって行う医療救護活動、健康管理支援及び精	
神保健医療等に関する情報連携等を図るため、本部長は必要に応	神保健医療等に関する情報連携等を図るため、本部長は必要に応	
じて副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。	じて副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。	
第2 災害時健康危機管理支援チーム(保健医療介護総務課・保健福祉	第2 災害時健康危機管理支援チーム(保健医療介護総務課・保健福祉	
(環境) 事務所)	(環境) 事務所)	
(1)人材の育成	(1)人材の育成	
県は、 <u>保健医療調整本部</u> 及び県等の保健所が行う、被災地方公共	県は、 <u>保健医療福祉調整本部</u> 及び県等の保健所が行う、被災地方	防災基本計画(R05.5修正)
団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援する災害時健康危機	公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援する災害時健康	に基づく修正
管理支援チーム (DHEAT) の応援派遣が可能となるよう、平時	危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣が可能となるよう、	

から、必要な人材の育成を図る。

(2)派遣調整

保健医療調整本部は、保健医療活動の総合調整を円滑に行うた め、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の 派遣調整を行う。

【図 保健医療調整本部体制図】



第12節 医療救護体制の整備

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生 することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応でき る医療救護体制を整備する。救助の万全を期するため、必要な計画の作 成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整 備に努める。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医 薬品等の確保・供給体制を整備する。

〈主な実施機関〉

県 (保健医療介護部・総務部)、市町村、消防機関、県医師会、県歯 科医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院等

第2 医療救護体制の整備(医療指導課、健康増進課こころの健康づく り推進室、市町村、医療機関)

1~2 (略)

3 実施体制の整備

(1) 災害医療コーディネート体制の整備

県は、県内における大規模災害発生時等に、医療救護班等の医 療資源を有効に活用し、関係機関と連携して医療救護活動を円 滑に実施するため、災害時の医療救護活動や地域の医療提供体 制、災害時の小児周産期領域の医療支援調整等に関して専門的 な知識を有する医師を「福岡県災害医療コーディネーター(災害 時小児周産期リエゾンを含む。)」として、県庁や保健所等(保健 医療調整本部及び地方本部)に配置(保健所設置市への派遣を含 む。) するものとする。

(2) (略)

4~8 (略)

第3~第5 (略)

平時から、必要な人材の育成を図る。

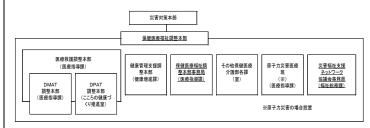
(2)派遣調整

保健医療福祉調整本部は、保健医療活動の総合調整を円滑に行 | 防災基本計画 (RO5.5修正) うため、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT

新

)の派遣調整を行う。

【図 保健医療福祉調整本部体制図】



第12節 医療救護体制の整備

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生 することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応でき る医療救護体制を整備する。救助の万全を期するため、必要な計画の作 成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整 備に努める。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医 薬品等の確保・供給体制を整備する。

〈主な実施機関〉

県(保健医療介護部・総務部)、市町村、消防機関、県医師会、県歯 科医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院等

第2 医療救護体制の整備(医療指導課、健康増進課こころの健康づく り推進室、市町村、医療機関)

1~2 (略)

3 実施体制の整備

(1) 災害医療コーディネート体制の整備

県は、県内における大規模災害発生時等に、医療救護班等の医 療資源を有効に活用し、関係機関と連携して医療救護活動を円 滑に実施するため、災害時の医療救護活動や地域の医療提供体 制、災害時の小児周産期領域の医療支援調整等に関して専門的 な知識を有する医師を「福岡県災害医療コーディネーター(災害 時小児周産期リエゾンを含む。)」として、県庁や保健所等(保健 医療福祉調整本部及び地方本部) に配置(保健所設置市への派遣 を含む。) するものとする。

(2) (略)

4~8 (略)

第3~第5 (略)

に基づく修正

改正理由

防災基本計画(R05.5修正) に基づく修正

防災基本計画(R05.5修正) に基づく修正

IΒ 新 改正理由 第13節 要配慮者安全確保体制の整備 第13節 要配慮者安全確保体制の整備 (略) (略) 第1 基本的事項 第1 基本的事項 1 (略) 1 (略) 2 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供 2 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供 市町村は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、防災計画 市町村は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、防災計画 の定めるところにより、防災担当部局や福祉担当部局など関係部 の定めるところにより、防災担当部局や福祉担当部局など関係部 局の連携の下、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければな 局の連携の下、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければな らない。この名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や らない。この名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や 避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定 避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定 期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合にお 期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合にお いても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理 いても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理 に努めるものとする。 に努めるものとする。 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要 │ 防災基本計画 (R05.5修正) 支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討 に基づく修正 するものとする。 市町村は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対 防災基本計画(R05.5修正) する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓 に基づく修正 練の実施等を一層図るものとする。 (1)~(6)(略) (1)~(6)(略) 3 個別避難計画の作成・利用・提供 3 個別避難計画の作成・利用・提供 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担 当部局など関係部局の連携の下、郡市医師会、福祉専門職、社会福 当部局など関係部局の連携の下、郡市医師会、福祉専門職、社会福 祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連 祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関 │ 防災基本計画 (R05.5修正) 携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得 係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の に基づく修正 て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避 同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この 難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマッ 場合、地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画 プの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見 の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に 直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難 方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて 応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合にお いても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適 更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、 切な管理に努めるものとする。 計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管 理に努めるものとする。 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計 防災基本計画(R05.5修正) 画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するもの に基づく修正 とする。 市町村は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な 防災基本計画 (RO5.5修正) 主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制 に基づく修正 の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層 図るものとする。

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や │ 防災基本計画(RO5.5修正)

IΒ	新	改正理由
(1)~(8) (略) 4~5 (略) 第2~第7 (略) 第8 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保 県・保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局(県の保健所にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。	留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める ものとする。 (1)~(8) (略) 4~5 (略) 第8 新型インフルエンザ等感染症を含む感染症における自宅療養者等の避難の確保 県・保健所設置市の保健所は、新型インフルエンザ等感染症を含む感染症の自宅療養者等が発生した際は、被災に備えて、平常時から、防災担当部局(県の保健所にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。	に基づく修正 新型コロナウイルス感染症 の5類感染症への移行に伴 う修正
第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備 大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時から地域団体_NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに_NPO・ボランティア等と協力して_発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。また、ボランティアの自主性を尊重しつつ_日本赤十字社_社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに_中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り_災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう_その活動環境の整備を図るものとする。	第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備 大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者(県社会福祉協議会等)との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。 市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者(市町村社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努めるものと	防災基本計画 (R05.5修正) に基づく修正 防災基本計画 (R05.5修正) に基づく修正 防災基本計画 (R05.5修正)
〈主な実施機関〉	する。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。 〈主な実施機関〉	

5%仍火可图(地反 /年放入水栅/ 修正未未补		HX.
IB	新	改正理由
県(総務部・人づくり・県民生活部・福祉労働部・その他関係部局)、 市町村、 <u>中間支援組織</u> 、社会福祉協議会、日本赤十字社福岡県支部、関係 機関	県 (総務部・人づくり・県民生活部・福祉労働部・その他関係部局)、 市町村、 <u>災害中間支援組織</u> 、社会福祉協議会、日本赤十字社福岡県支部、 関係機関	防災基本計画 (R05.5修正) に基づく修正
1 (双)		に至りて修正
第 1 (略)	第 1 (略)	
第2 災害ボランティアの受入体制の整備	第2 災害ボランティアの受入体制の整備	
1 (略)	1 (略)	
2 行政の役割(防災危機管理局・福祉総務課・社会活動推進課・関	2 行政の役割(防災危機管理局・福祉総務課・社会活動推進課・関	
係各課、市町村)	係各課、市町村)	
(1) 県における役割	(1)県における役割	
県は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、	県は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、	
<u>中間支援組織、NPO・ボランティア等と連携し、</u> 平常時よりボ	<u>災害中間支援組織</u> 、NPO・ボランティア等と連携し、平常時よ	防災基本計画(R05.5修正)
ランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災	りボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度	に基づく修正
害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボ	、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、	
ランティア活動の拠点及び活動資機材やその保管場所の確保、	ボランティア活動の拠点及び活動資機材やその保管場所の確保	
活動上の安全確保被災者ニーズ等の情報提供方策等について	、活動上の安全確保 <u>、</u> 被災者ニーズ等の情報提供方策等について	字句の修正
の整備等に努めるとともに、そのための意見交換を行う情報共	の整備等に努めるとともに、そのための意見交換を行う情報共	
有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする	有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする	
また、災害時の円滑な災害ボランティア受け入れのため、福岡	また、災害時の円滑な災害ボランティア受け入れのため、福岡	
県社会福祉協議会による市町村社会福祉協議会に対する研修や	県社会福祉協議会による市町村社会福祉協議会に対する研修や	
訓練、助言等の活動を支援するものとする。	訓練、助言等の活動を支援するものとする。	
さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家	さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家	
屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構 築するなど、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものと	屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構 築するなど、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものと	
まするなど、	(実するなど、火音がブンディデ治動の環境空間に劣めるものと する。	
福岡県NPO・ボランティアセンターは、災害時におけるボラ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 「福岡県NPO・ボランテ
ンティアに関する情報について、福岡県NPO・ボランティアセ	ラボステーション福岡ホームページ上で随時発信する。	ィアセンター」の移転、名
ンターホームページ上で随時発信する。	<u> </u>	称変更に伴う修正
(2) (略)	(2) (略)	11221-11792
3 (略)	3 (略)	
第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援	第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援	
(略)	(略)	
1 県は、社会福祉協議会、中間支援組織等と連携して、講習会、防	1 県は、社会福祉協議会、 <u>災害中間支援組織</u> 等と連携して、講習会	防災基本計画(R05.5修正)
災訓練等の実施を通じて、ボランティア意識の醸成を図り、災害ボ	、防災訓練等の実施を通じて、ボランティア意識の醸成を図り、災	に基づく修正
ランティアに関する知識の普及・啓発を行うとともに、災害ボラン	害ボランティアに関する知識の普及・啓発を行うとともに、災害ボ	
ティアセンター設置運営訓練を行うなど、災害ボランティアリー	ランティアセンター設置運営訓練を行うなど、災害ボランティア	
ダー・コーディネーターの育成・支援に努めるものとする。	リーダー・コーディネーターの育成・支援に努めるものとする。	
2 県は、専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアや、平	2 県は、専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアや、平	
日等には活動が可能な災害ボランティアなど、多様な災害ボラン	日等には活動が可能な災害ボランティアなど、多様な災害ボラン	
ティアについて、 <u>中間支援組織</u> と連携し、把握に努めるものとする	ティアについて、 <u>災害中間支援組織</u> と連携し、把握に努めるものと	
0	する。	

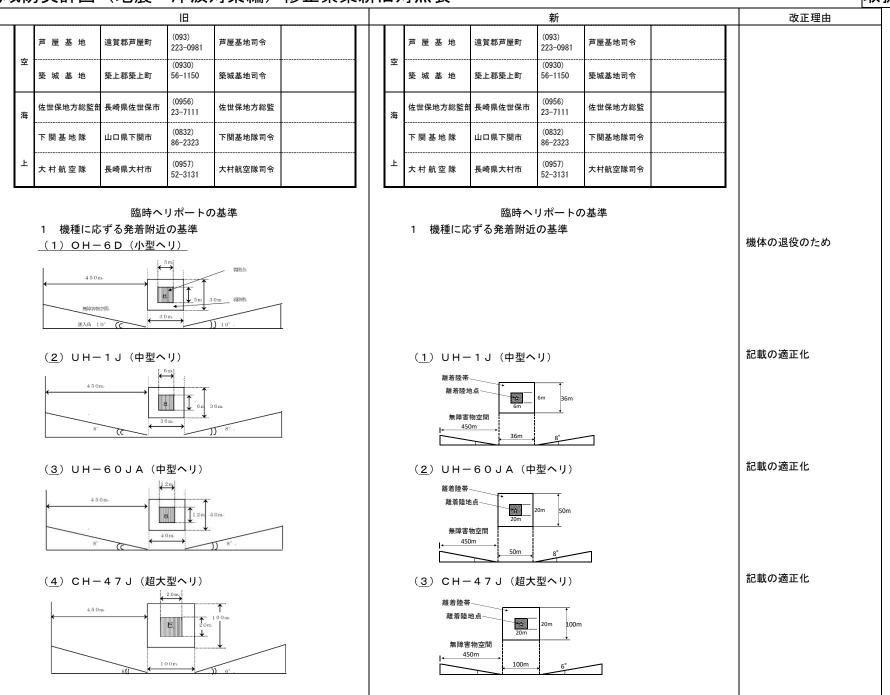
IΒ	新	改正理由
3 県は、中間支援組織等と連携して、災害ボランティアリーダー・	3 県は、災害中間支援組織等と連携して、災害ボランティアリーダ	
コーディネーターとしての資質を兼ね備えた防災士等との連携体	ー・コーディネーターとしての資質を兼ね備えた防災士等との連	
制の構築に努めるものとする。	携体制の構築に努めるものとする。	
4~7 (略)	4~7 (略)	
[15節~第16節 (略)	第15節~第16節 (略)	
:17節 災害廃棄物処理体制の整備	第17節 災害廃棄物処理体制の整備	
第1~第3 (略)	第1~第3 (略)	
第4 災害廃棄物処理計画の整備	第4 災害廃棄物処理計画の整備	
市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に	市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に	
災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方	災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方	
針、処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等につい	針、処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の	 防災基本計画 (RO5.5修)
て、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。	あり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すもの	に基づく修正
	とする。	. = 2 = 1,5 =
県は、福岡県災害廃棄物処理計画等に基づき、円滑かつ迅速に災害	県は、福岡県災害廃棄物処理計画等に基づき、円滑かつ迅速に災害	
廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技	廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技	
術的な援助を行うものとする。	術的な援助を行うものとする。	
第5 (略)	第5 (略)	
N. 5 (14)	77 C (147)	
518節~第21節 (略)	第18節~第21節 (略)	
522節 南海トラフ地震臨時情報への対応	第22節 南海トラフ地震臨時情報への対応	
南海トラフ沿いにおける大規模地震の発生の可能性が平常時と比べ	南海トラフ沿いにおける大規模地震の発生の可能性が平常時と比べ	
て相対的に高まったと評価され、気象庁から南海トラフ臨時情報(調査	て相対的に高まったと評価され、気象庁から南海トラフ地震臨時情報(記載の適正化
中)、南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ臨時情報(巨大	調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨	
地震注意)等が発表された場合の対応は、次のとおりである。	時情報(巨大地震注意)等が発表された場合の対応は、次のとおりであ	
<u>- 5 (</u>	المرابع <u>المرابع المرابع المر</u>	
国、県、関係市町村、関係機関等	〈主な実施機関〉	
第1~第2 (略)	国、県、関係市町村、関係機関等	
N	第1~第2 (略)	
	N) 1 N) 2 (MI)	

新 改正理由 第3編 災害応急対策計画 第3編 災害応急対策計画 第1章 活動体制の確立 第1章 活動体制の確立 第1節 (略) 第1節 (略) 第2節 県等の組織体制の確立 第2節 県等の組織体制の確立 (略) (略) 第1 県の組織体制の確立 (全課(局)・関係出先事務所) 第1 県の組織体制の確立(全課(局)・関係出先事務所) (略) (略) 1 (略) 1 (略) 2 夜間・休日発災時の初動体制の確立 2 夜間・休日発災時の初動体制の確立 (略) (略) (1) (略) (1) (略) (2) 自主参集 (2) 自主参集 あらかじめ定める下記の配備要員は、所定の連絡動員方法に あらかじめ定める下記の配備要員は、所定の連絡動員方法に よるほか、夜間・休日等勤務時間外において地震による揺れを感 よるほか、夜間・休日等勤務時間外において地震による揺れを感 じたときは、テレビ・ラジオ等により震度情報・津波情報を確認 じたときは、テレビ・ラジオ等により震度情報・津波情報を確認 し、下記の基準により自主的に県庁に登庁するものとする。 し、下記の基準により自主的に県庁に登庁するものとする。 配備要員 自主参集の基準 配備要員 自主参集の基準 ◆災害対策本部要員(第4 県内に震度6強以上の地震 ◆災害対策本部要員(第4 県内に震度6強以上の地震 が発生し が発生し 配備) 配備) ◆緊急初動班要員 又は大津波警報が発表され ◆緊急初動班要員 又は大津波警報が発表され たとき たとき ◆災害対策本部要員(第3 県内に震度6弱の地震が発 ◆災害対策本部要員(第3 県内に震度6弱の地震が発 生したとき 配備) 配備) 生したとき ◆緊急初動班要員 ◆緊急初動班要員 ◆災害対策本部要員(第2 県内に震度5強の地震が発 ◆災害対策本部要員(第2 県内に震度5強の地震が発 配備) 生したとき 配備) 生したとき ◆緊急初動班要員 ◆緊急初動班要員 ◆災害警戒本部要員 県内に震度5弱の地震が発 ◆災害警戒本部要員 県内に震度5弱の地震が発 生し 生し 記載の適正化 又は津波警報が発表された 又は津波注意報・津波警報 とき が発表されたとき ◆防災危機管理局指定要員 県内に震度4の地震が発生 ◆防災危機管理局指定要員 県内に震度4の地震が発生 したとき、 したとき、 津波注意報が発表されたと 津波注意報が発表されたと き又は き又は 字句の修正 南海トラフ臨時情報が発表 南海トラフ地震臨時情報が されたとき 発表されたとき (3) (略) (3) (略) 3 (略) 3 (略) 4 災害対策本部等の設置 4 災害対策本部等の設置 (1) 災害対策本部等の設置・配備要員基準 (1) 災害対策本部等の設置・配備要員基準

Ш					新	改正理由
アー県災害対策本部等の設置・配備要員基準					県災害対策本部等の設置・配備要員基準については、「福岡県	記載の適正化
設置	体制	<u>設置・要員配</u>	配備要員	参集	災害対策本部条例」(以下「本部条例」という。)、「福岡県災害対	
		<u>備基準</u>		<u>方法</u>	策本部規程」(以下「本部規程」という。)及び「福岡県災害対策	
本庁	災 害	県内に震度 4	<u>あらかじめ定</u>	自	本部運営要綱」(以下「本部運営要綱」という。)に定めるところ	
	警戒	の地震が発生	める防災危機	主	<u>による。</u>	
	準 備	したとき、	管理局職員を		資料編 県災害対策本部-福岡県災害対策本部規程、	
	<u>室</u>	津波注意報が	2名配置する。	参	福岡県災害対策本部運営要綱 参照	
		発表されたと		集		
		<u>き又は</u>				
		南海トラフ臨				
		時情報が発表				
		されたとき	,,, ++ 10 1 ±			
本庁	災害	県内に震度5	災害警戒本部			
	警戒	弱の地震が発	要員 14 名を			
	本部	<u>生したとき</u> 又は津波警報	配備する。			
		<u>スは洋収言報</u> が発表された				
		<u>が光衣された</u> とき				
		<u> </u>				
農林	災害		各地方本部 2			
事務	<u> </u>		<u>名</u>			
<u>手初</u> <u>所</u>	地方		<u></u>			
171	本部					
本庁	災害	県内に震度 5	災対本部第2			
	対策	強の地震が発	配備要員の他、			
	本部	生したとき	必要に応じて			
	(救		緊急初動班要			
	助体		<u>員を配備する。</u>			
	制)					
農林	<u>災 害</u>		地方本部第2			
事 務	対策		配備			
<u>所</u>	地方					
	<u>本部</u>					
本庁	<u>災害</u>	県内に震度6	災害対策本部			
	対策	弱の地震が発	第3配備要員			
	本部	<u>生したとき</u>	の他、必要に応			
	<u>(非</u>		じて緊急初動			
	常体		班要員を配備			
m ++	制)	学中に電座へ	<u>する。</u> サナナが祭っ			
農林	<u>災害</u>	管内に震度6	地方本部第3			
事 務	対策	弱の地震が発	配備			

退火的炎計画(地震 * 洋波刈す	尺柵 / 修正糸条木	非口 为思衣	拟拟
IB		新	改正理由
<u>所</u> <u>地方</u> <u>生したとき</u>			
<u>本部</u>			
本庁 災害 県内に震度 6	災害対策本部		
対策 強以上の地震	第4配備要員		
<u>本部</u> <u>が発生した</u>	(本庁全職員)		
	を配備する		
	[緊急初動班		
<u>制)</u> されたとき	70 名を含む]		
	地方本部第4		
事務 対策 弱以上の地震	<u>配備</u>		
<u>新</u> <u>地 方</u> <u>が発生した</u>			
本部 とき又は大津			
<u>波警報が発表</u>			
<u> cantelet</u>			
イ 災害対策本部及び災害対策地方本			
(ア) 災害対策本部の配備要員は、「i	福岡県災害対策本部規程」		
(以下「本部規程」という。) 第	14条 (別表第5) に定める		
<u>ところによる。</u>			
(イ) 災害対策地方本部の配備要員は	、本部規程第14条に定める		
<u>ところによる。</u>			
資料編 県災害対策本部ー福岡!	県災害対策本部規程 参照		
(2) 災害対策本部等の組織		(2) 災害対策本部等の組織	
ア(略)		ア(略)	
(ア) 災害対策本部		(ア) 災害対策本部	
a~g (略)		a∼g (略)	
h その他 ※実対等末期は、国の非常※5	宝田地分类大切立计取名《	h その他	
災害対策本部は、国の非常災害 害現地対策本部が置かれたとき		災害対策本部は、国の非常災害現地対策本部又は緊急災	
を図り、支援、協力を求めるこ		書現地対策本部が置かれたときは、これと緊密な連絡調整 を図り、支援、協力を求めることとする。	
また、県は、航空機を最も有		また、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情	
報収集、救助・救急、医療等の		報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空	
機及び無人航空機の運用に関し		機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機	
の運用を調整する部署(航空運	用調整班)の設置に努め、	の運用を調整する部署(航空運用調整班)の設置に努め、	
現地対策本部と連携して必要な	調整を行うものとする。	現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。	
航空運用調整班は、警察、消	防、九州地方整備局、海上	航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上	
保安庁、自衛隊、DMAT調整	本部の航空機運用関係者な	保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者な	
どの参画を得て、各機関の航空	機の安全・円滑な運用を図	どの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図	
るため、活動エリアや任務の調	整などを行うものとし、調	るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、調	
整に当たっては、政府本部又は'	官邸対策室等との連携の下	整に当たっては、政府本部又は官邸対策室等との連携の下	
、航空機運用総合調整システム		、航空機運用総合調整システム(FOCS)を活用するも	
のとする。また、必要に応じ自行	衛隊による局地情報提供に	のとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に	

П										改正理由						
関する調整を行うものとする。 また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図る								関する調整を行うものとする。 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空 機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応 じて、国土交通省に対して航空情報(ノータム)の発行を 依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害								多正)
ため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の 指定を依頼するものと <u>する。また、</u> 同空域が指定された際 には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行 許可申請に係る調整を行うものとする。 (イ) (略) イ (略) (3)~(4) (略)									応 る 報 を (イ) イ (略 (3)~(4	じて、国土交通 ものと <u>し、</u> 同3 道機関等から 行うものとする (略) 8)	通省に対し 空域が指定 の無人航	他の安全確保を て緊急用務空 された際には 空機の飛行許可	域の指定 、指定公	を依頼す		
第2~第6 (略) 第3節 自衛隊の災害派遣要請 (略) 第1~第6 (略) 災害派遣要請系統図~表4 (略) 【災害派遣被要請部隊名】								第3篇	節 自衛隊の∜ (略) 第1~第6	(略) 青系統図~表 4	(略)	指定部隊の長	備	考		
陸	福岡駐屯地	春日市大和町	(092) 591–1020	第 4 師 団 長	福岡・筑紫。 旦・大野城・ 太宰府・糸。 賀・福津・ 市、糟屋郡 北九州・中	宗像・ 島・古 耶珂川		陸	福岡駐屯地	春日市大和町	(092) 591–1020	第 4 師 団 長	福岡・筑 日・大野府・糸島市、糟屋和	<u>城・太宰</u> ・那珂川 郎	記載の適正化	
	小 倉 駐 屯 地	北九州市小倉 南区北方 	(093) 962-7681 (0942) 43-5391	第 4 特 科 連 隊 長 第 4 特 科 連 隊 長	橋・豊市、 築上・京都郡 大牟田・久・気 川・うきは・る 市、三潴・八:	遠賀· /* 米·柳 大・・ みやま			小 倉 駐 屯 地	北九州市小倉 南区北方 	(093) 962-7681 	第40普通科 連 隊 長 <u>西部方面混成団</u> 長	橋・豊・京都 大牟田・夕 川・筑後・ 大本 田・夕 川・京市、 三	5、遠賀・ 3郡 く留米・柳 大川・み	記載の適正化	
	飯塚駐屯地	飯塚市大字津島	(0948) 22–7651 (0942)	第 2 高 射特 科 団 長	直方·飯塚· 嘉麻·宮若市 手·嘉穂·田川 朝倉·小郡市	<u>市、鞍</u> Ⅱ郡		Ŀ	飯塚駐屯地	飯塚市大字津島	(0948) 22–7651	第 2 高 射特 科 団 長	宗像・古賀 直方・飯は 嘉麻・宮 手・嘉穂・日	家・田川・ 若市、鞍 田川郡	記載の適正化	
上	小郡駐屯地	小郡市大字小郡		第5施設団長	和后 小柳川	11、刊	1	1	小郡駐屯地	小郡市大字小郡	(0942) 72-3161	第5施設団長	倉・小郡市		記載の適正化	



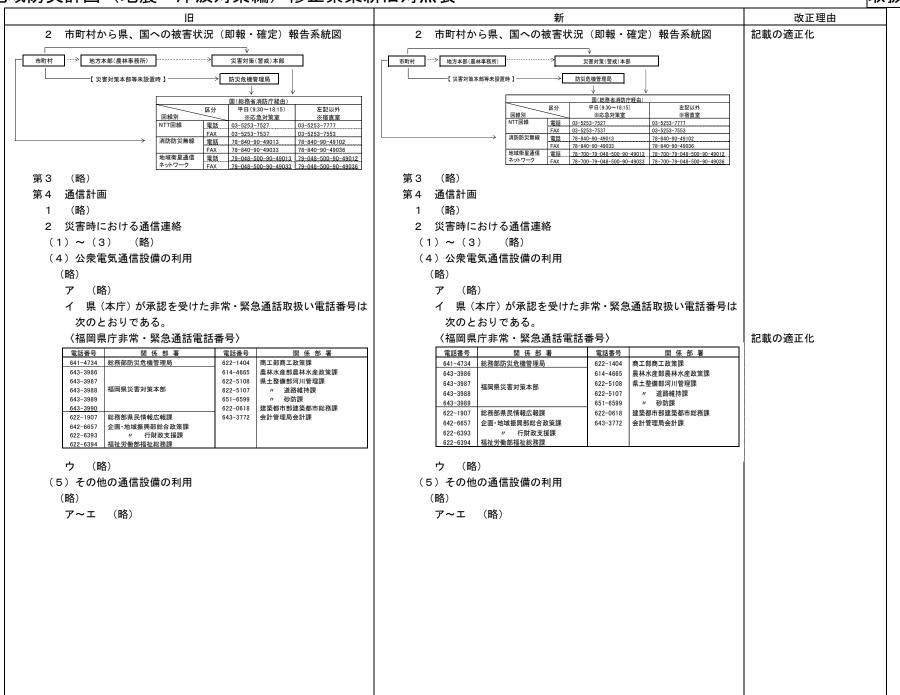
]	TIL 为 职 衣	<u> </u>
IB	新	改正理由
注: 1 <u>発着点</u> とは、安全、安易に接地できるように準備された地点 をいう。	注:1 <u>離着陸地点</u> とは、安全、安易に接地できるように準備された 地点をいう。	記載の適正化
2 無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。	2 無障害物空間とは、発着に障害とならない地帯をいう。	
3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件に	3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件に	
より変動する。	より変動する。	
2 標示	2 標示	
(1)上空から確認しうる風の方向を標示する旗。又は、発煙筒を離	(1)上空から確認しうる風の方向を標示する旗。又は、発煙筒を離	
着陸地点から約50m離れた位置に設置する。	着陸地点から約50m離れた位置に設置する。	
(2) <u>着陸地点</u> には、石灰等を用いて直径7m以上の日の記号を標示	(2) <u>離着陸地点</u> には、石灰等を用いて直径7m以上のΘの記号を標	記載の適正化
する。	示する。	
3~4 (略)	3~4 (略)	
第4節 応援要請	第4節 応援要請	
(略)	(略)	
第 1 応援要請	第 1 応援要請	
1~5 (略)	1~5 (略)	
6 応援の受入れに関する措置	6 応援の受入れに関する措置	
他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合に	他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合に	
は、応援を要請する市町村、県等は、応援活動の拠点となる施設の	は、応援を要請する市町村、県等は、応援活動の拠点となる施設の	
提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努める	提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努める	
ものとする。	ものとする。	*****
また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議	また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会	新型コロナウイルス感染症
室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執 務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。	議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に 配慮するものとする。	の5類感染症への移行に伴 う修正
務へへ一への廻りは至同の確保に配慮するものとする。 特に、大規模災害発生時等には、緊急消防援助隊(消防)に加え	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
、自衛隊、警察災害派遣隊(警察)等の多くの救助部隊を円滑に受	、自衛隊、警察災害派遣隊(警察)等の多くの救助部隊を円滑に受	
入れることができるよう、市町村等と連携して活用可能な宿泊場	入れることができるよう、市町村等と連携して活用可能な宿泊場	
所(候補地)を確保するものとする。加えて、県は他県等からの救	所(候補地)を確保するものとする。加えて、県は他県等からの救	
助部隊等の迅速な受入れ調整を可能とするため、ヘリコプター着	助部隊等の迅速な受入れ調整を可能とするため、ヘリコプター着	
陸場を県庁周辺に確保するものとする。	陸場を県庁周辺に確保するものとする。	
なお、激甚な被害等のため、応援要請市町村管内に応援拠点等を	なお、激甚な被害等のため、応援要請市町村管内に応援拠点等を	
確保できない場合又は当該市町村管内に応援拠点等を確保できる	確保できない場合又は当該市町村管内に応援拠点等を確保できる	
場合であっても円滑な応援活動を実施できないと思われる場合に	場合であっても円滑な応援活動を実施できないと思われる場合に	
は、当該市町村は県に対し、当該市町村の周辺市町村に応援拠点の	は、当該市町村は県に対し、当該市町村の周辺市町村に応援拠点の	
開設と運営を要請する。	開設と運営を要請する。	
また、緊急消防援助隊の応援要請を行なった市町村は「緊急消防	また、緊急消防援助隊の応援要請を行なった市町村は「緊急消防	
援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動すること	援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動すること	
ができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図るも	ができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図るも	
のとする。	のとする。	
(1)情報提供体制	(1)情報提供体制	
(2)通信運用体制	(2)通信運用体制	
(3)ヘリコプター離着陸場の確保	(3) ヘリコプター離着陸場の確保	

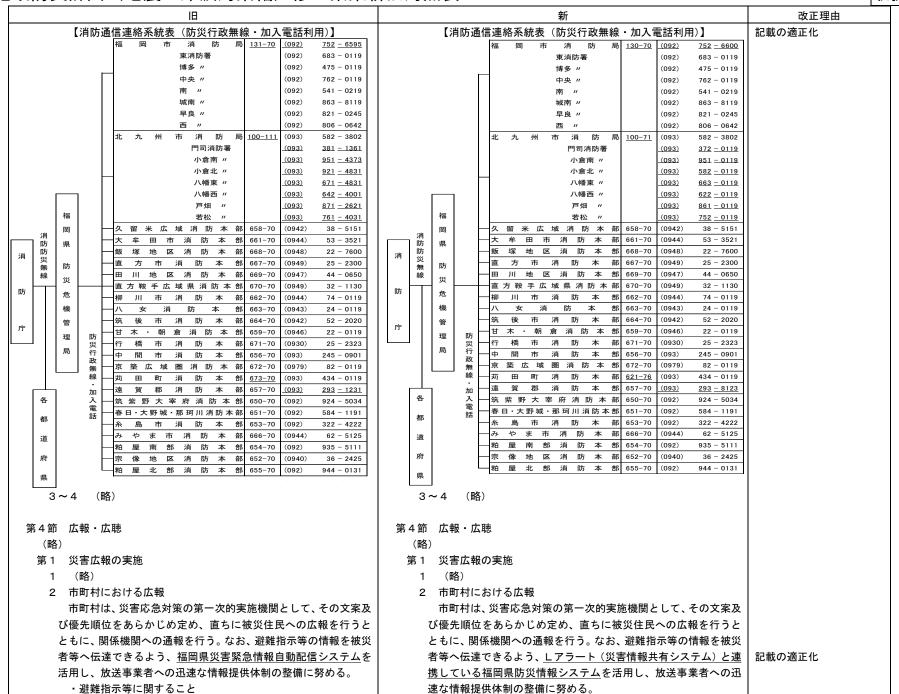
IB	新	改正理由
(4)補給体制等	(4)補給体制等	
7~表 (略)	7~表 (略)	
第5節~第6節 (略)	第5節~第6節 (略)	
│ │ 第7節 災害ボランティアの受入・支援	第7節 災害ボランティアの受入・支援	
地震災害が発生したときには、県・市町村の各社会福祉協議会等が中	地震災害が発生したときには、県・市町村の各社会福祉協議会等が中	
ー 心となって、速やかに災害ボランティア本部(福岡県災害ボランティア	心となって、速やかに災害ボランティア本部(福岡県災害ボランティア	
本部、現地災害ボランティア本部)を設置し、災害時のみならず復旧時	本部、現地災害ボランティア本部)を設置し、災害時のみならず復旧時	
│ においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被	においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被	
災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善	災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善	
意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。	意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。	
	県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活	
動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議	動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議	
会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事	会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事	
務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすること	務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすること	
ができる。	ができる。	
- 県及び市町村は、福岡県災害ボランティア本部及び現地災害ボラン	県及び市町村は、福岡県災害ボランティア本部及び現地災害ボラン	
- ティア本部、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNP	ティア本部、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNP	
O等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等	O等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティ	防災基本計画(R05.5修正)
の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情	ア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図	に基づく修正
報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体	り、 <u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u> 情報を共	
像を <u>把握</u> するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予	有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関	
定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬が円滑に行われるよう努める。	<u>係者と積極的に共有</u> するものとする。また、災害の状況及びボランティ	
これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めると	アの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬が円滑に行われる	
ともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。	よう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよ	
	う努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものと	
	<u></u> する。	
〈主な実施機関〉	〈主な実施機関〉	
県(防災危機管理局・社会活動推進課・福祉総務課・関係各課)、市町	県(防災危機管理局・社会活動推進課・福祉総務課・関係各課)、市町	
村、社会福祉協議会、中間支援組織、関係機関	村、社会福祉協議会、災害中間支援組織、関係機関	防災基本計画(R05.5修正)
		に基づく修正
第1 受入窓口等の設置	第1 受入窓口等の設置	
1~2 (略)	1~2 (略)	
3 県による支援	3 県による支援	
(1) (略)	(1) (略)	
(2)県は、福岡県社会福祉協議会、中間支援組織と連携し、現地災害	(2)県は、福岡県社会福祉協議会、 <u>災害中間支援組織</u> と連携し、現地	防災基本計画(R05.5修正)
ボランティア本部、NPO・ボランティア、関係団体等との情報共	災害ボランティア本部、NPO・ボランティア、関係団体等との情	に基づく修正
有の場を設置し、被災者ニーズや支援活動、課題等全体像を把握す	報共有の場を設置し、被災者ニーズや支援活動、課題等全体像を把	
るとともに、円滑かつ効果的な活動につながるよう、関係団体との	握するとともに、円滑かつ効果的な活動につながるよう、関係団体	
連携を支援する。	との連携を支援する。	
4 (略)	4 (略)	

2域防災計画(地震・津波対策編)修正素案親	旧対照表	取抗
IΒ	新	改正理由
第2 (略) 第3 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携 1~2 (略) 3 福岡県NPO・ボランティアセンターは、インターネット等を通じ、県災害対策本部又は現地災害ボランティアセンターからの災害情報やボランティアに関する情報の発信、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて災害時のみならず復旧時においても支援に努めるものとする。	第2(略) 第3 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携 1~2 (略) 3 <u>県</u> は、インターネット等を通じ、県災害対策本部又は現地災害ボランティアセンターからの災害情報やボランティアに関する情報の発信、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて災害時のみならず復旧時においても支援に努めるものとする。	ィアセンター」の移転、名
第2章 災害応急対策活動 第1節 地震津波情報伝達対策(緊急地震速報、津波警報等の伝達) 地震が発生した場合、緊急地震速報、津波警報等、津波情報や地震 情報(震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)は、防災関 係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。また、津波 による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情 報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁民等 あるいは漁船、漁具、ヨットなどを避難させることが重要となる。 このため、緊急地震速報、大津波警報・津波注意報等の受 領伝達を迅速・確実に実施する。	第2章 災害応急対策活動 第1節 地震津波情報伝達対策(緊急地震速報、津波警報等の伝達) 地震が発生した場合、緊急地震速報、津波警報等、津波情報や地震 情報(震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の 状況等)、南海トラフ地震に関連する情報は、防災関係機関が効果的 に応急対策を実施する上で不可欠である。また、津波による被害、特 に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害 を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁民等あるいは漁船、 漁具、ヨットなどを避難させることが重要となる。 このため、緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報等の受 領伝達を迅速・確実に実施する。	防災基本計画(R05.5修正) に基づく修正
第1 緊急地震速報(警報)の実施及び実施基準等 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上 が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表し、日本放送協 会(NHK)に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯 電話(緊急速報メール機能を含む)や全国瞬時警報システム(J-ALERT)経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。 (注) (略)	第1 緊急地震速報(警報)の実施及び実施基準等 気象庁は、最大震度5弱以上 <u>または長周期地震動階級3以上</u> の揺れ が予想された場合に、震度4以上 <u>または長周期地震動階級3以上</u> が予 想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話 (緊急速報メール機能を含む)や全国瞬時警報システム(J-ALERT)経 由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。 (注) (略)	基準の変更に伴う修正
第2 (略) 第3 津波警報等の伝達系統 1 大津波警報・津波警報・津波注意報とは、地震等により津波が発生又は発生すると予想される場合に気象庁が気象業務法に基づいて、その担当予報区域内の津波について一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行うものをいう。気象庁は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の <u>津波</u> 観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても <u>潮位変化が観測される</u> 可能性がある旨を周知するものとする。気象庁が大津波警報・津波警報・津波注意報を発表したときは直ちに専用線等により、その事項を関係機関に通知する。大津波警報・津波警報・津波注意報を発表、切り替え及び解除し	第2 (略) 第3 津波警報等の伝達系統 1 大津波警報・津波警報・津波注意報とは、地震等により津波が発生又は発生すると予想される場合に気象庁が気象業務法に基づいて、その担当予報区域内の津波について一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行うものをいう。気象庁は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の <u>潮位</u> 観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても <u>津波の影響が生じる</u> 可能性がある旨を周知するものとする。 気象庁が大津波警報・津波警報・津波注意報を発表したときは直ちに専用線等により、その事項を関係機関に通知する。 大津波警報・津波警報・津波注意報を発表、切り替え及び解除し	防災基本計画(R05.5修正) に基づく修正

3.以仍火引鸣(地辰:年双为宋襦)修止糸采枝	川山为黑衣	42
IB	新	改正理由
たときの通知形式は情報文例による。	たときの通知形式は情報文例による。	
2~5 (略)	2~5 (略)	
第4 地震及び津波に関する情報の発表及び伝達	第4 地震及び津波に関する情報の発表及び伝達	
1 地震及び津波に関する情報の内容と伝達方法	1 地震及び津波に関する情報の内容と伝達方法	
(略)	(略)	
(1)~(2) (略)	(1)~(2) (略)	
(3) 震源・震度 <u>に関する</u> 情報	(3)震源・震度情報	記載の適正化
地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、 <u>震度</u>	
3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。なお、震	1以上を観測した地点と観測した震度を発表する。それに加え	
度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点があ	て、震度3以上 <u>を観測した</u> 地域名と市町村毎の観測した震度を	
る場合は、その市町村名を発表する。	発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手し	
(4) 各地の震度に関する情報	ていない地点がある場合は、その市町村 <u>・地点</u> 名を発表する。	
震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)や		
その規模(マグニチュード)を発表する。なお、震度5弱以上と		
考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、そ		
の地点名を発表する。		
<u>(5)</u> 地震回数に関する情報	<u>(4)</u> 地震回数に関する情報	
地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発	
表する。	表する。	
_ <u>(6)</u> 津波情報	<u>(5)</u> 津波情報	
大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された津波予報区に	大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された津波予報区に	
おける津波の到達予想時刻、予想される津波の高さ、満潮時刻及	おける津波の到達予想時刻、予想される津波の高さ、満潮時刻及	
び観測された津波の高さ及び時刻を発表する。	び観測された津波の高さ及び時刻を発表する。	
_(7)_長周期地震動に関する観測情報	<u>(6)</u> 長周期地震動に関する観測情報	
高層ビル内での長周期地震動による被害発生の可能性等につ	高層ビル内での <u>的確な防災対応に資するため、震度1以上を</u>	発表基準変更に伴う修正
いて、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、	観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合に	
地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を地震発生から <u>約</u>	、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を地震発生から	
20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載する。	10分後程度で1回発表する。	
_(8) 遠地地震に関する情報	<u>(7)</u> 遠地地震に関する情報	
国外でマグニチュード 7.0 以上の地震や都市部等、著しい被	国外でマグニチュード 7.0 以上の地震や都市部等、著しい被	
害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震が観測され	害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震が観測され	
た場合、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニ	た場合、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニ	
チュード)を概ね30分以内に発表する。また、日本や国外への津	チュード)を概ね30分以内に発表する。また、日本や国外への津	
波の影響に関しても記述して発表する。	波の影響に関しても記述して発表する。	
	※国外で発生した大規模噴火を感知した場合にも発表するこ	記載の適正化
	とがある。(噴火発生から1時間半~2時間程度で発表)	
2~3 (略)	2~3 (略)	
第5~震度発表の地域分け (略)	第5~震度発表の地域分け (略)	
第2節 津波災害応急対策の実施(津波への対処)	第2節 津波災害応急対策の実施(津波への対処)	
(略)	(略)	
第1~第2 (略)	第1~第2 (略)	

	新	改正理由
第3 津波に対する避難体制の整備	第3 津波に対する避難体制の整備	
1~3 (略)	1~3 (略)	
4 避難指示	4 避難指示	
(略)	(略)	
(1)津波は、場合によっては警報・注意報が伝達されるよりも早く	(1)津波は、場合によっては警報・注意報が伝達されるよりも早く	
到着する場合もあるため、津波警報等の情報伝達がなくても強	到着する場合もあるため、津波警報等の情報伝達がなくても強	
い揺れ(震度4程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じ	い揺れ (震度4程度以上) 又は長時間ゆっくりとした揺れを感じ	
て避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合	て避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合	
0	0	
※なお、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関	※なお、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火	防災基本計画(R05.5修正)
しても、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押	山噴火等による津波に関しても、住民が避難の意識を喚起し	に基づく修正
し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・		
発令・伝達体制を整えるものとする。	等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする	
	0	
(2) (略)	(2) (略)	
第4 沿岸地域等の住民等に対する広報体制の整備	第4 沿岸地域等の住民等に対する広報体制の整備	
市町村は、地震を感じたときは、次の情報伝達措置を行う。	市町村は、地震を感じたときは、次の情報伝達措置を行う。	
1 海岸等における広報	1 海岸等における広報	
沿岸地域の市町村は、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、	沿岸地域の市町村は、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、	
市町村防災行政無線(同報系)、広報車等により、海岸から退避する	市町村防災行政無線(同報系)、広報車等により、海岸から退避する	
よう広報する。	よう広報する。	
また、 <u>津波警報、避難指示等</u> の伝達に当たっては、走行中の車両	また、 <u>津波警報等や避難指示等</u> の伝達に当たっては、走行中の車	記載の適正化
、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝	両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に	
達できるよう、市町村防災行政無線(同報系、戸別受信機を含む。	伝達できるよう、市町村防災行政無線(同報系、戸別受信機を含む	
)、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災	。)、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災	
ナビ・まもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メ	ナビ・まもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メ	
一ル・まもるくん」、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テ	一ル・まもるくん」、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テ	
レビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速	レビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速	
報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lア	報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lア	
ラート(災害情報共有システム)等のあらゆる手段の活用を図るも	ラート (災害情報共有システム) 等のあらゆる手段の活用を図るも	
のとする。	のとする。	
2~3 (略)	2~3 (略)	
第5~第9 (略)	第5~第9 (略)	
第3節 被害情報等の収集伝達	第3節 被害情報等の収集伝達	
(略)	第3回 放音情報等の収集は建	
第1 (略)	第 1 (略)	
第2 県災害対策本部並びに関係機関の情報収集伝達経路	第2 県災害対策本部並びに関係機関の情報収集伝達経路	
1 (略)	1 (略)	
Y-m/	V-F/	





5%的火山图(地质 洋灰灯火桶)修工术未补	11471 m/3C	HX 1/X
IB	新	改正理由
・災害時における住民の心がまえ	・避難指示等に関すること	
・自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること	・災害時における住民の心がまえ	
・安否情報に関すること	・自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること	
・指定避難所の設置に関すること	・安否情報に関すること	
・応急仮設住宅の供与に関すること	・指定避難所の設置に関すること	
・炊き出しその他による食品の供与に関すること	・応急仮設住宅の供与に関すること	
・飲料水の供給に関すること	・炊き出しその他による食品の供与に関すること	
・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること	・飲料水の供給に関すること	
・その他	・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること	
	・その他	
3 (略)	3 (略)	
第2 (略)	第2 (略)	
第3 災害時の放送要請 (防災危機管理局)	第3 災害時の放送要請 (防災危機管理局)	
1 (略)	1 (略)	
2 緊急警報放送の要請	2 緊急警報放送の要請	
(略)	(略)	
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)	
(4)要請手続	(4)要請手続	
ア (略)	ア (略)	
イの要請方法	イ 要請方法	
(略)	(略)	
(ア) 市町村から県(窓口:防災危機管理局)への要請	(ア) 市町村から県(窓口:防災危機管理局)への要請	記載の適正化
動 務 時 間 内 動 務 時 間 内 動 務 時 間 内 1. <u>規防災行政無線電話(免債書号78—)</u> [700—7022(防災企画紙) [700—7021(宿直整]	動務時間内 動務時間外 1. <u>規防災行政無線電抵 侵宿春</u> 78-7 (700-7021(防災を画係) 700-7025(所形版) 700-7025(所形版) 700-7025(所形版) 700-7026	
700-7022/信防係。 700-7020~7025 700-7500(災害対策本部、設置時のみ) (地災機管理局事務意、宿置室対応可) 78-700-7500(災害対策本部、設置時のみ)	700 70	
2 一般加入電話 092-641-4734、092-643-3112 (防災企画係) 092-641-4734(高直室切替) 092-643-3986(災害対策本節,設置時のみ)	092-641-4734、092-643-3112 092-641-4734(宿直室切替) (防災企画係) 092-643-3986(災害対策本部、設置時のみ)	
092-643-3986(災害本郎、設置時のみ) 備考 1. 一般加入電話は、市町村の孤立防止用無線電話から非線できる。	092-643-3986(災害本部、設置時のみ) 備考 1. 一般 <u>加入電話</u> は、市町村の孤立防止用無線電話からも接続できる。	
2. 内の電話を優先されたい。	2. 国内の電話を優先されたい。	
第 4 (略)	第4(略)	
第5節 (略)	第5節(略)	
第6節 二次災害の防止	第6節 二次災害の防止	
(略)	(略)	
第1~第3 (略)	第1~第3 (略)	
第4 地震、降雨等に伴う二次災害の防止	第4 地震、降雨等に伴う二次災害の防止	
(略)	(略)	
1 水害・土砂災害・宅地災害対策(環境保全課・河川整備課・砂防	1 水害・土砂災害・宅地災害対策(環境保全課・河川整備課・砂防	
課・建築指導課・都市計画課・ <u>農林森林整備課</u> 、市町村)	課・建築指導課・都市計画課・ <u>農村森林整備課</u> 、市町村)	字句の修正
県及び市町村は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂	県及び市町村は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂	
災害・宅地災害等の危険箇所の点検について、地元在住の専門技術	災害・宅地災害等の危険箇所の点検について、地元在住の専門技術	
者(コンサルタント、県・市町村職員のOB等)、福岡県防災エキス	者(コンサルタント、県・市町村職員のOB等)、福岡県防災エキス	

パート会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力を要 請するほか、国のアドバイザー制度*を活用して行うものとする。 その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や 住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急 工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、 災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施 するものとする。

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛 散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止 するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタ リング等の対策を行うものとする。

市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、適 切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保する ための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のお それのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部 の除却等の措置を行うものとする。

*アドバイザー制度 … (公社)全国防災協会が学識経験者、土 木研究所、国土地理院からなるアドバ イザーを委嘱し、二次災害の防止に関 して助言を行う制度

2~3 (略)

第5 ため池施設災害応急対策(農村森林整備課、市町村)

ため池はかんがい用水施設として欠くことのできないものであ り、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、下流 域に大きな二次災害を発生させるおそれがある。県、市町村はこれ らの災害に円滑に対応するための措置を講ずる。

1 (略)

第6 (略)

第7節 救出活動

大規模地震時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により 生き埋めになった者、津波等により水と共に流された者、市街地火災に おいて火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事 故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。

そのため、市町村、警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協 力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は 、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共 有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害 現場で活動する災害派遣医療チーム (DMAT) 等とも密接に情報共有 を図りつつ、連携して活動するものとする。

なお、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は

パート会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力を要 請するほか、国のアドバイザー制度*を活用して行うものとする。 その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や 住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急 工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、 災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施

新

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛 | 字句の修正 散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止 するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタ リング等の対策を行うものとする。

市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、適 切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保する ための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のお それのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部 の除却等の措置を行うものとする。

*アドバイザー制度 … (公社)全国防災協会が学識経験者、土 木研究所、国土地理院からなるアドバ イザーを委嘱し、二次災害の防止に関 して助言を行う制度

2~3 (略)

するものとする。

第5 ため池施設災害応急対策(農村森林整備課、市町村)

ため池はかんがい用水施設として欠くことのできないものであ り、万一、災害によりこれらの施設が被害を受けた場合、下流域に 大きな二次災害を発生させるおそれがある。県、市町村はこれらの 災害に円滑に対応するための措置を講ずる。

1 (略)

第6 (略)

第7節 救出活動

大規模地震時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により 生き埋めになった者、津波等により水と共に流された者、市街地火災に おいて火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事 故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。

そのため、市町村、警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協 力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は 、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共 有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害 現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有 を図りつつ、連携して活動するものとする。

なお、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は

改正理由

字句の修正

Ш						新							改正理由	
,新型	型コロナウ	フイルス原		染症対策の	りため、職	員の健康管理	、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものと						るものと	新型コロナウイルス感染症
やマスク着用等を徹底するものとする。							<u></u> する。							の5類感染症への移行に伴
〈主な	実施機関))					〈主な	· 実施機関)	>					う修正
•			部)、警察、第十	− 答 区 海 ト	- 保安太部	古町村			, 福祉労働部)、	擎ѹ 笙.	七管区海	上保安本部 市	丽木村	7194
*** *		(略)	#/ 、	J 6 E-/44 A	ーバスイル	, 112-111	***	~第4		= w()	O B E-744-		111	
77	******	(ME)					カ!	**************************************	(шп)					
 	避難対策	生の宝体					笠 o 笛	避難対	等の実体					
(略		水の天心					(略)		東の天心					
		ヒニの田	rn.						比二の田畑					
	避難の		ζΉ						指示の周知					
1			+-					避難の						
(1)避難((1)避難	の指示権者					
	I		難の指示権者及		I			l		旨示権者及 ▼		T	7	
指示権	指示	関係	対象となる災	指示の	指示の	取るべき	指示権	関係	対象となる災	指示の	指示の	取るべき		記載の適正化
者	権 者	法令	害の内容(要件・時	対象	内容	措置	者	法令	害の内容 (要件・時	対象	内容	措置		
			期)						期)					
市町村	市町村	災対法	全災害	必要と	①立ち	県知事に報告	市町村	災対法	全災害	必要と	①立ち	県知事に報告	1	
長	長	第 60 条	・ 災害が発生	認める	退きの	(窓口:防災危	長	第 60 条	・ 災害が発生	認める	退きの	(窓口:防災危		
(委任を	(委任を	第1項、	し又は発生の	地域の	<u>勧告・</u> 指	機管理局)	(委任を	第1項、	し又は発生の	地域の	指示	機管理局)		
受けた	<u>受けた</u>	第3項	おそれがある	居移者、	示		受けた	第3項	おそれがある	居移者、	② 立 退			
吏員)	<u>吏員)</u>		場合	滞在者、	② 立 退		吏員)		場合	滞在者、	き先の			
			・人の生命又	その他	き先の				人の生命又	その他	指示(※			
			は身体を災害	の者	指示(※				は身体を災害	の者	1)			
			から保護し、その他災害の拡		1) ③ 緊 急				から保護し、その他災害の拡		③ <u>緊 急</u> 安 全 確			
			大を防止する		安全確				大を防止する		保措置			
			ため特に必要		保の指				ため特に必要		の指示			
			があると認め		示				があると認め					
			るとき						るとき					
			・ 急を要する						・ 急を要する					
			と認めるとき						と認めるとき					
			避難のため						避難のため					
			の立ち退きを 行うことによ						の立ち退きを 行うことによ					
			り人の生命又						り人の生命又					
			は身体に危険						は身体に危険					
1			が及ぶおそれ						が及ぶおそれ					
			があると認め						があると認め					
			るとき						るとき]	
知 事		災対法	・ 災害が発生	同上	同上	事務代行の	知 事	災対法	・ 災害が発生	同上	同上	事務代行の		
(委任を		第60条	した場合にお			公示	(委任を	第60条	した場合にお			公示		
受けた		第6項	いて、当該災害				受けた	第6項	いて、当該災害					
吏員)			により市町村 がその全部又				吏員)		により市町村 がその全部又					
			かその全部又は大部分の事						かその全部又は大部分の事					
			務を行うこと						務を行うこと					
			ができなくな						ができなくな					
-	•	•					-	•	•			•	-	

		IB							新			改正理由
		った場合						った場合				
警察官	災対法	全災害	・必要	①立退	災対法第 61 条	警察官	災対法	全災害	・必要	①立退	災対法第 61 条	
	第 61 条	・市町村長が避	と認め	きの指	による場合は、		第61条	・市町村長が	と認め	きの指	による場合は、	
	警察官	難のため立退	る地域	示	市町村長に通		警察官	避難のため立	る地域	示	市町村長に通	
	職務執	き又は緊急安	の居住	② 立 退	知(市町村長は		職務執	退き又は緊急	の居住	② 立 退	知(市町村長は	
	行法	全確保措置を	者、滞在	き先の	知事に報告)		行法	安全確保措置	者、滞在	き先の	知事に報告)	
	第 4 条	指示すること	者、その	指示			第4条	を指示するこ	者、その	指示		
		ができないと	他の者	③ 緊 急				とができない	他の者	③ 緊 急		
		警察官が認め	・ 危 害	安全確				と警察官が認	・危害	安全確		
		るとき又は市	を受け	保措置				めるとき又は	を受け	保措置		
		町村長から要	るおそ	の指示				市町村長から	るおそ	の指示		
		求があったと	れのあ	4 避難				要求があった	れのあ	④ 避 難		
		き	る者	の措置				とき	る者	の措置		
		・危険な事態が		(特に				・危険な事態		(特に		
		ある場合にお		急を要		[]		がある場合に		急を要		
		いて、特に急を		する場				おいて、特に急		する場		
		要する場合		合)		[]		を要する場合		合)		
海 上	災対法	全災害	必要と	①立退	市町村長に通	海上	災対法	全災害	必要と	①立退	市町村長に通	
保安官	第 61 条	・ 市町村長が	認める	きの指	知(市町村長は	保安官	第61条	・ 市町村長が	認める	きの指	知(市町村長は	
		避難のため立	地域の	示	知事に報告)			避難のため立	地域の	示	知事に報告)	
		退き又は緊急	居住者、	② 立 退				退き又は緊急	居住者、	② 立 退		
		安全確保措置	滞在者、	き先の				安全確保措置	滞在者、	き先の		
		を指示するこ	その他	指示				を指示するこ	その他	指示		
		とができない	の者	③ 緊 急				とができない	の者	③ 緊 急		
		と海上保安官		安全確				と海上保安官		安全確		
		が認めるとき		保措置				が認めるとき		保措置		
		又は市町村長		の指示				又は市町村長		の指示		
		から要求があ						から要求があ				
		ったとき						ったとき				
自衛官	自衛隊	危険な事態	危害を	避難に	警察官職務執	自衛官	自衛隊	・ 危険な事態	危害を	避難に	警察官職務執	
	法	がある場合に	受ける	ついて	行法第 4 条の		法	がある場合に	受ける	ついて	行法第 4 条の	
	第 94 条	おいて、特に急	おそれ	必要な	規定を準用		第 94 条	おいて、特に急	おそれ	必要な	規定を準用	
		を要する場合	のある	措置(※				を要する場合	のある	措置(※		
			者	2)					者	2)		
知 事	地すべ	地すべりによ	必要と	立退く	その区域を管	知 事	地すべ	地すべりによ	必要と	立退く	その区域を管	
(その	り等防	る災害	認める	べきこ	轄する警察署	(その	り等防	る災害	認める	べきこ	轄する警察署	
命を受	止法	著しい危険が	区域内	とを指	長に報告	命を受	止法	・著しい危険	区域内	とを指	長に報告	
けた県	第 25 条	切迫している	の居住	示		けた県	第 25 条	が切迫してい	の居住	示		
職員)		と認めるとき	者			職員)		ると認めると	者			
					<u> </u>	[]		ĕ .				
知 事	水防法	洪水又は高潮	同上	同上	その区域を管	知 事	水防法	洪水又は高潮	同上	同上	その区域を管	
(その命	第 29 条	による災害	IH) IL	IH) I	轄する警察署	(その命	第 29 条		INT	INT		
を受け		・洪水又は高潮				を受け		・洪水又は高			轄する警察署	
た県職		の氾濫により			長に通知 <u>(※</u>	た県職		潮の氾濫によ			長に通知 <u>(※</u>	
員)		著しい危険が			2)	員)		り著しい危険			3)	
水防管		切迫している				水防管		が切迫してい				
理者		と認められる				理者		ると認められ				
		とき						るとき				

也以防灭計画(地层,洋波对束褊)修止系条和	旧为照衣	月又日
В	新	改正理由
※1 立ち退き先としては、指定緊急避難場所その他の避難場所を指定	※1 立ち退き先としては、指定緊急避難場所その他の避難場所を指定	
する	する	
※2 警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の	※2 警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の	
自衛官に限る。	自衛官に限る。	
※3 水防管理者が行った場合に限る。	※3 水防管理者が行った場合に限る。	
(注) <u>1</u> 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せ	(注) 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せら	字句の修正
られ、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。	れ、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。	
(2) 避難の <u>勧告・</u> 指示等の基準	(2) 避難の指示等の基準	記載の適正化
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の	
拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認	拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認	
める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きの指示、緊急	める地域の <u>必要と認める</u> 居住者等に対し、避難のための立ち退	
安全確保措置の指示を行う。	きの指示、緊急安全確保措置の指示を行う。	
災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が	災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が	
行えない場合は、風水害の被災地近傍の支所等において指示等	行えない場合は、風水害の被災地近傍の支所等において指示等	
を行うための判断を行うなど、適時適切な避難誘導に努めるも	を行うための判断を行うなど、適時適切な避難誘導に努めるも	
のとする	のとする <u>。</u>	
	また、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域	
	の適切な設定等に留意するとともに、緊急安全確保及び避難指	
	示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりや	
	すい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。	
	災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周	
	囲の状況等により、「緊急安全確保」といった適切な避難行動を	
	住民がとれるように努めるものとする。	
避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努め	避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努め	
るものとする。	るものとする。	
	国及び県は、市町村から土砂災害に関する避難指示等解除に	
	関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。ま	
	た、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急	
	災害対策派遣隊(TEC-FORCE)や専門技術者等を派遣し	
	て二次災害の危険性等について市町村及び防災関係機関に助言	
	を行うものとする。	
(3) 指定行政機関の長等による助言	(3)指定行政機関の長等による助言	
市町村長は、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保の指	市町村長は、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置	記載の適正化
示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災	の指示をしようとする場合において、必要があると認めるとき	
害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管	は、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設	
理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政	を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方	
機関の長又は県知事に対し、当該指示について、助言を求めるこ	行政機関の長又は県知事に対し、当該指示について、助言を求め	
とができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関	ることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務	
し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。また、県は、	に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。また、県	
時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に	は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的	
助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当	に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に	

たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的 な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。 2 (略) 2 (略)

- 3 住民等への周知(市町村)
- (1) 避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行った場合には、地域 住民等に対し市町村防災行政無線広報車、サイレンあるいは報 道機関を通じて、避難指示又は緊急安全確保措置の指示の理由、 避難先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る

また、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の 切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するよう努めるも のとする。

(2) (略)

(3) 市町村は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難 行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル 、旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏ま え、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自ら の判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等 により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合 は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面 する開口部から離れた場所での退避など「緊急安全確保」を行う べきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるもの とする。

第2~第3 (略)

第4 指定避難所等の開設

1 市町村

(略)

- (1)~(7)(略)
- (8) 指定避難所等の適切な運営管理

ア~イ (略)

ウ 避難者の主体的な運営管理体制の立ち上げ支援 避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者 が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営管理 に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとす る。

当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術 的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

- 3 住民等への周知(市町村)
- (1) 避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行った場合には、地域 住民等に対し市町村防災行政無線、広報車、サイレンあるいは報 道機関を通じて、避難指示又は緊急安全確保措置の指示の理由、 避難先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る 。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早一 朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定 した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定 の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容をエ 夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応す る警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した とるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住 民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(2) (略)

(3) 市町村は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難 行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル 、旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏ま え、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自ら の判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等 により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合 は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面 する開口部から離れた場所での退避など「緊急安全確保」を行う べきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるもの とする。

第2~第3 (略)

第4 指定避難所等の開設

1 市町村

(略)

- (1)~(7)(略)
- (8) 指定避難所等の適切な運営管理

ア~イ (略)

ウ 避難者の主体的な運営管理体制の立ち上げ支援 避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者 が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営管理 に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとす る。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地 | 防災基本計画 (RO5.5修正) 域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支 えることができるよう留意すること。

記載の適正化

改正理由

記載の適正化

に基づく修正

田	新	改正理由
エ (略) (9) (略) (10) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対 策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	エ (略) (9) (略) (10) <u>感染症</u> 対策 指定避難所における <u>感染症</u> 対策のため、避難者の健康管理や避 難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイア ウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	新型コロナウイルス感染症 の5類感染症への移行に伴 う修正
2 (略)	2 (略)	
第5~第9 (略)	第5~第9 (略)	
第9節 (略)	第9節(略)	
第10節 医療救護	第10節 医療救護	
(略)	(略)	
第1~第2 (略)	第1~第2 (略)	
第3 初動医療体制	第3 初動医療体制	
1~2 (略)	1~2 (略)	
3 福岡県災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む。)の配置、福岡県災害派遣医療チーム(福岡県DMAT)の派遣(医療指導課)、ふくおか災害派遣精神医療チーム(ふくおかDPAT)の派遣(健康増進課こころの健康づくり推進室)	3 福岡県災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む。)の配置、福岡県災害派遣医療チーム(福岡県DMAT)の派遣(医療指導課)、ふくおか災害派遣精神医療チーム(ふくおかDPAT)の派遣(健康増進課こころの健康づくり推進室)	
(1)福岡県災害医療コーディネーター	(1) 福岡県災害医療コーディネーター	
知事は、災害の状況に応じて、福岡県災害医療コーディネータ	知事は、災害の状況に応じて、福岡県災害医療コーディネータ	
ーを県庁や保健所等 (<u>保健医療調整班本部</u> 及び地方本部) に配置	ーを県庁や保健所等 (<u>保健医療福祉調整本部</u> 及び地方本部) に配	防災基本計画(R05.5修正)
(保健所設置市への派遣を含む。) する。	置(保健所設置市への派遣を含む。)する。	に基づく修正
福岡県災害医療コーディネーターの配置等については、福岡	福岡県災害医療コーディネーターの配置等については、福岡	
県災害医療コーディネーター設置要綱に定めるところによる。	県災害医療コーディネーター設置要綱に定めるところによる。	
(2)~(3) (略)	(2)~(3) (略)	
第4~第7 (略)	第4~第7 (略)	
第8 広域的医療救護活動の調整(医療指導課・健康増進課こころの健	第8 広域的医療救護活動の調整 (医療指導課・健康増進課こころの健	
康づくり推進室・防災危機管理局)	康づくり推進室・防災危機管理局)	
1 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派 遣チーム(DMAT)	1 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派 遣チーム (DMAT)	
追アーム(DMAI) 県は、被災地域内における医師等の不足、医薬品等の不足により	追アーム(DMA T) 県は、被災地域内における医師等の不足、医薬品等の不足により	
原は、	宗は、彼父地域内における医師寺の不足、医案明寺の不足により 医療救護活動が円滑に実施できない場合には、県内の他地域や他	
県、国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム(DMAT)の派	県、国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム(DMAT)の派	
遣要請や傷病者の受入要請等、広域的な調整を図るとともに、円滑	遣要請や傷病者の受入要請等、広域的な調整を図るとともに、円滑	
な医療救護活動が実施できるよう移動手段や活動場所(医療機関、	な医療救護活動が実施できるよう移動手段や活動場所(医療機関、	
救護所、広域搬送拠点等)等の確保について、支援・調整を図るも	救護所、広域搬送拠点等)等の確保について、支援・調整を図るも	
のとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産	のとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産	 字句の修正
期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。	期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。	
また、県は、災害時に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣が	また、県は、災害時に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣が	

想定される場合において、保健医療調整本部 (医療救護調整本部) にDMAT調整本部を設置するとともに、統括DMATを保健医 療調整本部(DMAT調整本部)等に配置し、統括DMATと連携 して医療救護活動を行う。

全国からの災害派遣医療チーム(DMAT)は、派遣後の被災地 域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集 を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム(DMAT)の参集に当 たっては、空路参集も考慮する。

県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、 また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、福岡県医 師会災害医療チーム(JMAT福岡)、日本赤十字社福岡県支部、 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、 国立大学病院、福岡県歯科医師会、福岡県薬剤師会、福岡県看護協 会、民間医療機関等からの医療救護班派遣等の協力を得て、指定避 難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続 を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター及 び災害時小児周産期リエゾンは県に対して適宜助言及び支援を行 うものとする。その際、県は、医療救護班等の交代により医療情報 が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが 適切に実施されるよう、努めるものとする。

2~3 (略)

第9 (略)

第11節 (略)

第12節 保健衛生、防疫、環境対策

(略)

第1 (略)

第2 防疫(がん感染症疾病対策課、保健福祉環境事務所、市町村)

1 方針

県及び市町村は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する 感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速 かつ的確な防疫活動を実施する。

また、市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含 む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉 担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう 努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可 能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所 の運営に必要な情報を共有するものとする。

2~7 (略)

第3~第4 (略)

想定される場合において、保健医療福祉調整本部(医療救護調整本 部)にDMAT調整本部を設置するとともに、統括DMATを保健 医療福祉調整本部 (DMAT調整本部) 等に配置し、統括DMAT と連携して医療救護活動を行う。

新

全国からの災害派遣医療チーム (DMAT) は、派遣後の被災地 域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集 を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム(DMAT)の参集に当 たっては、空路参集も考慮する。

県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、 また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、福岡県医 師会災害医療チーム (JMAT福岡)、日本赤十字社福岡県支部、 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、 国立大学病院、福岡県歯科医師会災害歯科支援チーム(福岡JDA T)、福岡県薬剤師会、福岡県看護協会、民間医療機関等からの医 療救護班派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災 地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に 当たり、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾ ンは県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は 、医療救護班等の交代により医療情報が断絶することのないよう、 被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努め るものとする。

2~3 (略)

第9 (略)

第11節 (略)

第12節 保健衛生、防疫、環境対策

(略)

第1 (略)

第2 防疫(がん感染症疾病対策課、保健福祉環境事務所、市町村)

1 方針

県及び市町村は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する 感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速 かつ的確な防疫活動を実施する。

また、市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる | 新型コロナウイルス感染症 場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策 として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養 者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局 は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するも のとする。

2~7 (略)

第3~第4 (略)

改正理由 防災基本計画 (RO5.5修正) に基づく修正

防災基本計画(R05.5修正) に基づく修正

の5類感染症への移行に伴 う修正

П	新	改正理由
13節 遺体の捜索、収容及び火葬	第13節 遺体の捜索、収容及び火葬	
(略)	(略)	
第1 (略)	第 1 (略)	
第2 遺体の調査、身元確認(警察、市町村、第七管区海上保安本部、	第2 遺体の調査、身元確認(警察、市町村、第七管区海上保安本部、	
県医師会、県歯科医師会)	県医師会、県歯科医師会)	
1 警察	1 警察	
(1) 明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したと	(1) 明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したと	
き、又は遺体がある旨の届け出を受けた <u>場合</u> は、警察等が取り扱	き、又は遺体がある旨の届け出を受けた <u>とき</u> は、 <u>その死因及び身</u>	記載の適正化
う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第4条に基づき、	<u>元を明らかにするため、</u> 警察等が取り扱う死体の死因又は身元	
遺体の調査を行う。	の調査等に関する法律第4条に基づき、遺体の調査を行う。	
(2)遺体の調査、身元確認等を、医師 <u>等の協力</u> を得て行うものとす	(2)遺体の調査、身元確認等を <u>実施するに当たっては</u> 、医師 <u>又は歯</u>	記載の適正化
る。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身	<u>科医師の立会い、遺体の歯牙の調査その他必要な協力</u> を得て行	
元確認が行えるよう県、市町村、指定公共機関等と密接に連携す	うものとする。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、	
るものとする。	効果的な身元確認が行えるよう県、市町村、指定公共機関等と密	
	接に連携するものとする。	
(3) (略)	(3) (略)	
(4)遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、警察等が	(4)遺体の受取人がいないとき、又は遺体の身元が不明のときは、	記載の適正化
取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第10条、死体		
 取扱規則第7条、行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条1項、戸籍	 10条に基づき、市町村長に引き渡す。	
法第92条第1項により、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を	なお、身元が不明の遺体を市町村長に引き渡すときは、死亡報	
添付して市町村長に引き渡す。報告書に本籍等不明死体調査書	告書(死体取扱規則別記様式第3号)に本籍等不明死体調査書(
を添付して市町村長に引き渡す。	同第4号)を添付して行うものとする。	
<u></u>		
2~5 (略)	2~5 (略)	
第3~第5 (略)	第3~第5 (略)	
14節~第21節 (略)	第14節~第21節 (略)	

IΒ

第4編 災害復旧・復興計画

第1章~第2章 (略)

第3章 被災者等の生活再建等の支援

災害時には、多くの人が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、ある いは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やか な災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩 序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずる ものとする。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給 やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活 資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわ たってきめ細かな支援を講じる必要がある。そのためにも、災害ボランテ ィアセンターから災害復興支援センターへの移行や、生活支援相談員等 の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に努める。

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援 措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹 災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、 被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被害者台帳 の作成及び活用を図るものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組む ことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細 やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができ る環境の整備に努めるものとする。

住宅等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が 撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切 な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判 定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要 に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用し た住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努めるものとする。

また、市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判 定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有 していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間 の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとす る。県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。

県及び市町村は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、 被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

なお、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請

新

第4編 災害復旧・復興計画 第1章~第2章

第3章 被災者等の生活再建等の支援

災害時には、多くの人が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、ある いは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やか な災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩 序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずる ものとする。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給 やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活 資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわ たってきめ細かな支援を講じる必要がある。そのためにも、災害ボランテ ィアセンターから災害復興支援センターへの移行や、生活支援相談員等 の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に努める。

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援 措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹 災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、 被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被災者台帳 | 字句の修正 の作成及び活用を図るものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組む ことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況 を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を 継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台 帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援 制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

住宅等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が 撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切 な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判 定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要 に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用し た住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努めるものとする。

また、市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判 定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有 していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間 の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとす る。県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。

県及び市町村は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、 地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組み の整備等に努めるものとする。

なお、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請

防災基本計画 (R05.5修正) に基づく修正

改正理由

防災基本計画 (RO5.5修正) に基づく修正

IB	新	改正理由
を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 〈主な実施機関〉 国、県(総務部・保健医療介護部・福祉労働部等)、市町村、関係機関	を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 〈主な実施機関〉 国、県(総務部・保健医療介護部・福祉労働部等)、市町村、関係機関	WIT-THI
第1節 (略)	第1節 (略)	
第2節 被災者台帳の整備 市町村長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要 があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台 帳(以下「被災者台帳」という。)を作成することができる。	第2節 被災者台帳の整備 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	
〈主な実施機関〉	〈主な実施機関〉	
市町村	市町村	
第1~第4 (略)	第 1 ~第 4 (略)	
第3節~第11節 (略)	第3節~第11節 (略)	
第4章~第5章 (略)	第4章~第5章 (略)	